



コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 報告書

～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～

令和3年4月28日

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会構成員

大崎 麻子 特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事
関西学院大学総合政策学部客員教授

大竹 文雄 大阪大学大学院経済学研究科教授
新型コロナウイルス感染症対策分科会構成員

◎ 白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
公益社団法人日本産婦人科医会常任理事

筒井 淳也 立命館大学産業社会学部教授

永濱 利廣 株式会社第一生命経済研究所首席エコノミスト

松田 明子 山形県しあわせ子育て応援部長
全国知事会 男女共同参画プロジェクトチームリーダー(県)

武藤 香織 東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
新型コロナウイルス感染症対策分科会構成員

山口 慎太郎 東京大学大学院経済学研究科教授

山田 久 株式会社日本総合研究所副理事長

(五十音順、敬称略、◎は座長)

目次

I はじめに	1
1 女性の視点からの対応の必要性.....	2
(1) 女性への大きな影響.....	2
(2) 国際的な議論.....	2
II コロナ下の緊急対応	3
1 女性に対する暴力 ～Gender-based Violence～.....	3
(1) DV（配偶者暴力）.....	4
(2) 性犯罪・性暴力.....	6
(3) DV、性犯罪・性暴力等による困難を抱える若い女性への支援.....	6
2 経済 ～Economic Impacts～.....	7
(1) 雇用、労働への影響.....	7
(2) 非正規雇用労働者.....	8
(3) 女性の収入減の影響等.....	11
①共働き世帯	
②ひとり親世帯	
③単身女性	
④現在の支援体制における課題	
(4) いわゆるエッセンシャルワーカー等.....	14
(5) 賃金格差.....	16
(6) テレワーク、在宅勤務等.....	17
(7) 働き方.....	20
(8) 人材育成、就労支援.....	20
3 健康 ～Health Impacts～.....	21
(1) こころの健康.....	21
(2) からだの健康.....	23
4 家事・育児・介護（無償ケア）～Unpaid Care and Domestic Work～.....	25
(1) 休校等による影響.....	25
(2) 男性の家事・育児・介護への参画.....	28
III ポストコロナに向けて	30
(1) ジェンダー統計・分析の重要性.....	31
(2) ジェンダー平等・男女共同参画への取組.....	31
(3) 女性の参画.....	32
(4) 制度・慣行の見直し.....	33

I はじめに

令和2（2020）年9月、内閣府男女共同参画局は「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の開催を決定した（資料1）。その背景にある問題意識は、グローバルな規模で拡大する新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の拡大が、雇用や生活面で特に女性、女の子に深刻な影響を及ぼし、緊急の対応が求められると判断したことにある。本研究会は、地域行政の担い手や NPO からの委員に加えて、経済学者と社会学者を中心に労働市場や家庭における問題についての社会科学的な実証研究を続けてきた専門家から構成されているという点が特徴的である。

世界保健機構（WHO）によると、令和元（2019）年12月8日の発症が、世界最初のコロナの感染者が報告されている。我が国で最初にコロナ感染者が報告されたのは、令和2（2020）年1月16日であった。1年以上が経過しているが、まだトンネルの先は見えてこない。令和3（2021）年4月27日時点で、国内でのコロナの感染者は571,040例、死亡者は1万人に達した¹。

国により状況は異なるものの、コロナ拡大にあって世界とも共有する問題意識に、女性、女の子の問題がある。国連のグテーレス国連事務総長は、令和2（2020）年4月5日、「女性に対する暴力の防止と救済を COVID-19 に向けた国家規模の応急対応のための計画の重要項目とすること」とする声明をいち早く発した。翌日には、ムランボ＝ヌクカ国連女性機関（UN Women）事務局長が、「女性と女兒に対する暴力：陰のパンデミック」と題する声明を発信した。これは、コロナ拡大が女性たちに深刻な問題をもたらすことへの警告に加え、いま早急に手を打たなければ問題はさらに深刻化し取り返しがつかなくなる、という大きな危機感を国際レベルで共有している表れである。

ジェンダ－格差が依然として大きいことが、我が国に特徴的であることはジェンダ－ギャップ指数のランキングをみても明らかである。女性の大学進学率が上昇しようとも、専門職に就く女性が多くなろうとも、家庭責任の多くを女性たちが担う構造に大きな変化は認められなかった。しかし、コロナ下のいま、家庭内の役割分担を超えて、社会の諸制度の前提ともなっているジェンダ－格差を所与とする規範や慣行にメスを入れられない限り、ポストコロナのニューノーマルな世界において我が国は一步も二歩も大きく後れをとることになる。

そこで、ここで強調したいことは、さまざまな諸政策を企画、実行するに当たって、ジェンダ－という視点を入れるべきということである。そもそもジェンダ－中立的ではない仕組み、政策が残存している。コロナ下にあって、逃げ場のない女性たち、女の子たちへの救済のために、ジェンダ－的視点を入れた政策の設計が不可欠である。コロナ下で、女性たち、たくさんの未来があった女子高校生たちが自らの命を絶たなければならない状況は極めて深刻である。本報告が、最も必要とする者に必要な支援が届くよう、少しでも活用されれば幸いである。

¹ 厚生労働省「国内の発生状況など」[\[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohassei_joukyou.html\]](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohassei_joukyou.html)

1 女性の視点からの対応の必要性

(1) 女性への大きな影響

コロナの拡大は、男性と女性に対して異なる影響を及ぼしている。初期においてはいわゆる「女性不況」の様相も確認されたところであり、特に女性に対して、就業から生活面について様々な形で深刻な影響を及ぼしている。コロナの影響は短期的に見ると、業種間や、正規雇用労働者と非正規雇用労働者など労働者の間の格差を拡大する方向に及んでおり、結果として女性への大きな影響として表れている。ILO や IMF 等の国際機関でも指摘されている通り、経済の回復はK字型回復となりつつあり、国、産業、職種、雇用形態などによって回復に差が生じ、格差の拡大につながるものが懸念される。

我が国においては、既に存在していた固定的な性別役割分担意識等に基づく構造的な問題がここに加わることによって、男女間の格差が拡大していく可能性をはらんでいる。

一方で、コロナを契機に、仕事ではオンラインの活用が急速に拡大し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっていくことが期待される。テレワーク、在宅勤務の普及は柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。

コロナの厳しい影響は老若男女に幅広く及んでいるが、本研究会では、あえて女性に焦点を当てて議論を行った。女性に焦点を当てることによって、現在の我が国の状況と課題を明らかにし、誰一人取り残さない社会につなげていくことを期するものである。

(2) 国際的な議論

諸外国を見ても、コロナが及ぼす影響は、女性へのマイナスの影響が特に大きくなっている。このため、国際的な議論においても、女性特有のニーズに沿った緊急的な施策が必要であること、加えて、女性に負の影響が集中している背景となっている既存の経済社会に存在する構造的なジェンダー不平等を可視化し、コロナ後の新しい経済社会を構築していく上でジェンダー視点をあらゆる政策や制度に反映していくという、「ジェンダー主流化の視点」が、コロナ対応における議論の潮流となっている。その根底には、SDGs の「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現という基本理念がある。男女別データによる分析を行うことで、エビデンスに基づいて男女間の格差の根源的な要因に働きかける取組が求められている。

こうした考え方にに基づき、令和2（2020）年4月、国連のグテーレス事務総長は、「新型コロナウイルスの女性に対する影響」²と題する国連の政策提言を発表した。同提言では、各国のコロナ対応において女性と女の子を中心に据えることが重要であり、それは長年にわたる不平等の是正だけでなく、より公正で強靱な世界を作ることでもあり、男性及び男の子の利益にもつながる、と述べている。その上で、提言は、コロナに関連する全ての意思決定の場における女性の参画、女性

² UN “Policy Brief: The Impact of COVID-19 on Women”（令和2（2020）年4月9日）
[<https://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2020/04/policy-brief-the-impact-of-covid-19-on-women>]

に偏るケアワークの是正、コロナの社会経済的影響に対処する全ての取組へのジェンダー視点の適用、の3点に分野横断的に対応することを求め、各国が取るべき対応策を、(1) 経済、(2) 健康、(3) 無償ケア労働、(4) ジェンダーに基づく暴力、等に分けて提示している。

このほか、UNDP (国連開発計画) 及び UN Women (国連女性機関) では、各国・地域におけるコロナへの政策対応の評価を公表している³。これは、各国・地域が導入したコロナ対策のうち、社会的保護、雇用対策、財政金融政策、女性への暴力、という4つの政策カテゴリーについて、(1) 女性の経済的安定の確保、(2) 無償ケア労働、(3) 女性に対する暴力への取組の3項目に分けて、ジェンダーに配慮しているかという観点から評価を行ったもので、国・地域のグッドプラクティスを収集し、自国の政策対応にジェンダー主流化の視点を取り込んでもらうことを狙いとしている。

以上のような国際的な議論の流れも踏まえ、本報告書では、全11回の多岐にわたる研究会の議論(資料2)をもとに、我が国におけるコロナ下の女性への影響と課題について、「Ⅱ コロナ下の緊急対応」、「Ⅲ ポストコロナに向けて」として述べていくこととする。

特に、Ⅱについては、上述の国連の政策提言における視点を踏まえ、

- ・「女性に対する暴力」～Gender-based Violence～⁴
- ・「経済」～Economic Impacts～
- ・「健康」～Health Impacts～
- ・「家事・育児・介護」(無償ケア)～Unpaid Care and Domestic Work～

に分けて整理し、若年女性・女の子、ひとり親、単身女性、妊産婦等の特有の状況にも焦点を当てていくこととする。

Ⅱ コロナ下の緊急対応

本研究会は、令和2(2020)年11月に8つの項目からなる緊急提言(資料3)を行った。同提言は本研究会の問題意識の中核となるものである。

本報告では、同提言の後に実施された研究会構成員による労働力調査の個票分析、内閣府の調査、有識者からのヒアリング等を踏まえて議論を重ねた結果について、新たな論点も含めて提言を行うものである。

1 女性に対する暴力 ～Gender-based Violence～

配偶者からの暴力や性犯罪・性暴力など、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。現在、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により DV 相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されている。また、

³ UNDP (国連開発計画) 及び UN Women (国連女性機関) “Global COVID-19 Gender Response Tracker”
[<https://data.undp.org/gendertracker/>]

⁴ 英語表記は国際連合「政策概要：新型コロナウイルスの女性への影響」(令和2(2020)年4月9日)等を参照。

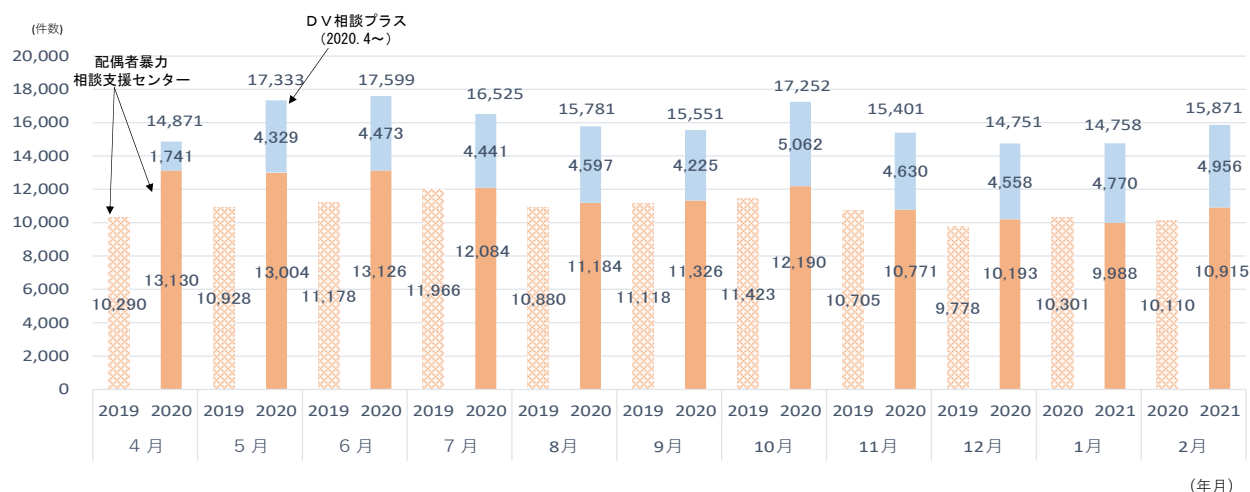
性犯罪や性暴力は、被害者にとって、身体面のみならず、多くの場合、精神面にも長期にわたる傷跡を残す、人権を踏みにじる決して許すことのできないものである。

(1) DV（配偶者暴力）

令和2（2020）年に実施した男女間における暴力に関する内閣府の調査⁵（以下、「男女間暴力調査」という。）によると、「配偶者からの暴力の被害経験」について、22.5%があったとし、概ね4人に1人が配偶者からの暴力を受けたことがあると回答している。この結果を男女別に見ると、女性は25.9%、男性は18.4%となっており、女性の方が被害経験者の割合が高くなっている。更に女性の10人に1人は何度も被害を受けている、と回答している。

コロナの感染防止対策による外出自粛要請等の影響により懸念されるDVの増加、深刻化に対応するため、内閣府では令和2（2020）年4月に新たな相談窓口として「DV相談プラス」⁶を開設した。令和2（2020）年4月～令和3（2021）年2月までに、全国の配偶者暴力相談支援センターと「DV相談プラス」に寄せられた相談件数を合わせると、前年の同時期と比べて約1.5倍となっている。DV相談プラスには、緊急事態宣言中はパートナーが家にいて暴力が激しくなったという相談や、パートナーが給付金を渡してくれない、あるいは浪費してしまったという相談が寄せられた（図－1 DV相談件数の推移）。

図－1 DV相談件数の推移



（出典：内閣府男女共同参画局調べ ※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3（2021）年3月31日時点の暫定値。）

⁵ 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」

⁶ DV被害者に対し24時間対応の電話相談、オンライン・チャット（SNS）や電子メールを活用した相談、外国語による相談等の実施に加え、同行支援や緊急保護等の支援を総合的に提供するために緊急的に開始された相談窓口。

（精神的暴力、経済的暴力）

コロナ下で、これまで見過ごされてきた精神的な暴力、経済的な暴力があぶり出されてきた。また、在宅勤務となった夫からの攻撃など、精神的な暴力が女性を苦しめているという例もある。

今後のDV対策の推進に当たっては、コロナ下で特に相談が増えている精神的暴力、経済的暴力の顕在化を踏まえ、これらも重大な暴力であると位置づけた上で、対策を考えていく必要がある。

（相談体制）

DV被害の潜在化を防ぐため、夜間や休日に関わらず、被害者が相談につながりやすい環境を整備することが重要であり、必要な人に情報が行き届くよう、相談窓口の更なる周知が必要である。

外出自粛等に伴い、被害者が対面での相談に抵抗を感じる事例、家庭内の状況から電話での相談が難しい事例、また、近年のスマートフォンの普及やSNS利用者の増加といった社会環境、技術環境の変化も踏まえ、24時間対応の電話相談のほか、メール相談、SNSを使った相談など、あらゆる世代にアプローチし、全国どこからでも対応できるよう多様な相談方法が用意されていることが望ましい。

また、令和2（2020）年4月の緊急事態宣言下では人と人との接触減への対応として、相談窓口が一時的に閉鎖・縮小されたところもあったが、DVに関しては被害者の生命に関わるものであり、緊急対応を要する場面もあることから、相談窓口は常に開所している必要がある。また、対面の相談窓口においては、感染リスクを減らすための対策を徹底できるように支援する必要がある。

（給付金の支給）

政府は令和2（2020）年4月に、全ての国民に対して特別定額給付金（一人10万円の給付）を支給することを決定した。同給付金の給付に当たっては、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うという趣旨を踏まえ、世帯を単位とした給付が行われた。DV被害者で住所を実態通りに登録できていない人等については、一定の要件、手続を経て、本人が給付金を受け取ることができることとされた。

内閣府調査⁷では、支給された特別定額給付金を自分で使ったか、どう感じたか、という質問に対する回答は、男女間で大きな差は見られなかった（図-2 特別定額給付金の使用者）。

しかしながら、「DV相談プラス」には、特別定額給付金に関する相談が寄せられている。具体的には、

- ・夫からモラハラを受ける、無視され続けるといった精神的DVを受けており、世帯主である夫に給付金が振り込まれると自身の生活費としても使えなくて困るため、個人に給付して欲しい、
- ・生活費をもらえなくなった後に家を追い出されて別居しているものの離婚に応じてもらえず、

⁷ 内閣府男女共同参画局「令和2年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」

給付金も奪われた、

・親が世帯主でそこから逃げ出しているため、給付金が受け取れない、

といった内容の相談が寄せられており⁸、本研究会において世帯主給付についての課題が指摘されたところである。

将来的には、こうした給付金が確実に、届くべき人に対して速やかに届くように、また各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーの活用も含め、検討を進めていくべきである。

(2) 性犯罪・性暴力

男女間暴力調査によると、無理やり性交等された被害経験のある女性は約 14 人中 1 人にのぼり、被害を受けた時の相手は、女性では「交際相手・元交際相手」が約 3 割、男性では「通っている（いた）学校・大学の関係者」が約 2 割、「まったく知らない人」が男女の総計の約 1 割、であった。

令和 2（2020）年 4 月から 9 月に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）に寄せられた相談件数は、前年同期の約 1.2 倍となっており、一部のセンターからは、SNS を通じて知り合った者から受けた被害の相談や過去の被害に関する相談が増加しているとの意見があった。

また、居場所を失った女の子、女性たちが SNS でつながった相手から被害にあうケースや、望まない妊娠や自殺につながるといったリスクも想定される。

内閣府では、令和 2（2020）年 10 月から、ワンストップ支援センターの全国共通短縮番号「#8891（シャープ・はち・はち・きゅう・いち「はやくワンストップ」）」を導入し、周知を図っている。併せて、若年層の性暴力被害者が相談しやすいよう、令和 2（2020）年 10 月から、SNS 相談「Cure Time（キュアタイム）」を試行実施している。

今後は、支援を必要とする人が適切な相談先につながるができるよう、情報発信を積極的に行うとともに、全国どこからでも、夜間や休日の相談にも対応できるよう、24 時間 365 日の相談体制を整備する必要がある。

(3) DV、性犯罪・性暴力等による困難を抱える若い女性への支援

民間 NPO 等⁹からは若い女性からの深刻な相談が増加している状況が報告された。具体的には、非正規雇用労働者としてサービス業などで働いていて収入を失い経済的に困窮している状況、もともと家族の関係が悪い中で家族の失職や在宅時間の増加等により、家庭内の問題、困難が深刻化している状況などがある。もともと崖の近くにいた子が、コロナ下で崖のぎりぎりまで追い詰めら

⁸ 内閣府男女共同参画局「令和 2（2020）年度「DV 相談＋（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書」

⁹ 一般社団法人若草プロジェクト大谷恭子氏、村木厚子氏。公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン長島美紀氏ほか。

れているように感じるとの報告もあった。

また、妊娠に関する相談窓口には、コロナ下における経済的困窮と失業により妊娠を継続することへの葛藤や養育不安が特に令和2（2020）年の春から夏にかけて寄せられ、妊娠の確認のための産科受診費用が払えず、受診の遅れにつながった事例も報告されている¹⁰。

こうした経済的に困窮した若い女性に対する妊娠に関する相談や経済的な支援も含めた支援の検討を行うことが必要である。

さらに、その次の段階として、通学、就業などを視野に入れて、長い人生を自立して歩んでいけるよう、長期的な視点で支えていくような支援が求められている。

現状では、特に10代後半から20代前半の若い女性について、制度等の隙間の中で十分な支援ができていないことに鑑み、困難を抱える女性について、アウトリーチ支援、関係機関との連携、居場所の確保、自立支援等の包括的な支援を行うことが求められる。そこで、現行の婦人保護施設や婦人相談所による支援の強化を図ることはもとより、児童相談所、福祉事務所などの公的な支援機関と、NPO法人などの民間事業者が、それぞれの強みを活かし、官民の連携での支援体制づくりを構築し、困難な問題を抱える女性への支援策の強化を進めていく必要がある。また、支援の担い手となる民間団体がいない地域についての配慮も必要である。

（経済的な自立の必要性）

DV 被害者等の中にはもともと就労が不安定であったり、就労をしていないことなどにより、経済的な自立への不安から、DV 加害者から逃げることを躊躇するということがある。経済的な自立は、女性の自己決定という観点から非常に重要である。

2 経済 ～Economic Impacts～

（1）雇用、労働への影響

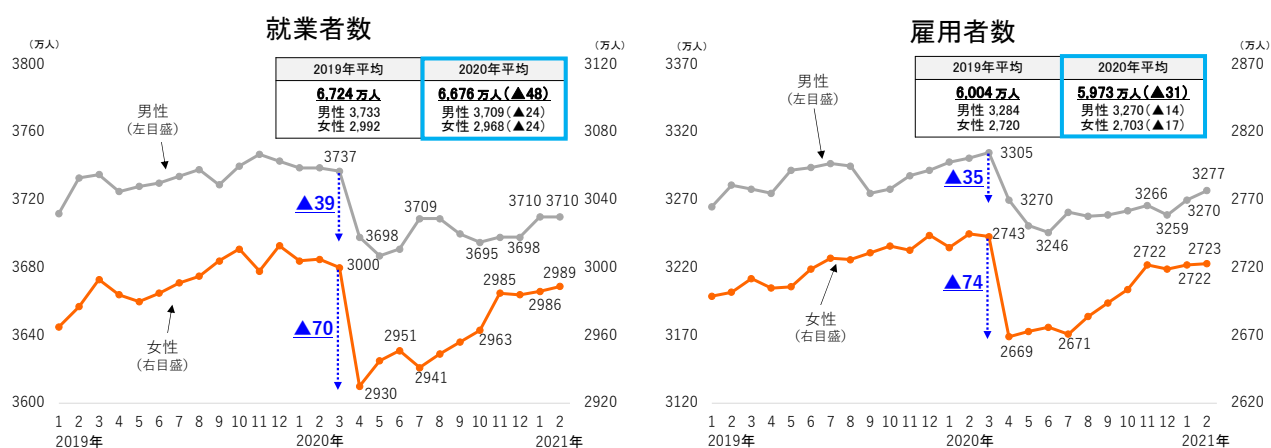
コロナの拡大により、我が国経済を含む世界経済は大きな打撃を受けた。その影響の大きさは、リーマン・ショックに端を発した世界金融危機に匹敵する。

コロナ下では、感染症対策の一環として人や物の移動を制限せざるを得ないため、宿泊業や飲食業などのサービス業に特に大きな影響が出ている。リーマン・ショックに端を発した世界金融危機時と比べると、製造業よりもサービス業への影響が顕著に見られる点は、今回の特徴の一つと言える。

コロナ下の就業状況は、女性に特に厳しいものとなっている。緊急事態宣言が出された令和2（2020）年4月には、就業者数も雇用者数も、男性に比べて女性に大きなマイナスの影響が表れており、休業者数の増加幅も男性に比べて女性の方が大きい（図－3 就業者数・雇用者数の推移）（図－4 休業者数の推移）。

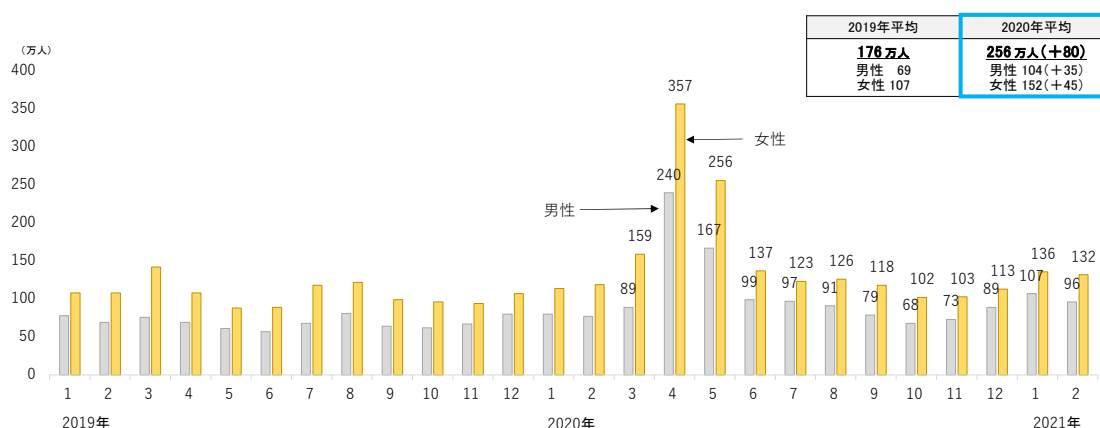
¹⁰ 「COVID-19 の流行下での「困難な問題を抱える居場所のない若年女性」の予期せぬ妊娠等に関する実態調査と支援方策の検討」（令和2（2020）年度厚生労働科学研究事業（種部構成員ほか））における報告事例

図-3 就業者数・雇員数の推移



(総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。)

図-4 休業者数の推移



(総務省「労働力調査」より作成。原数値。)

広義の失業率とも言われる未活用労働指標¹¹を見ると、平成30(2018)年1~3月期以降、男性は概ね4%台、女性は7%台と、もともと女性の方が高水準で推移していたところ、令和2(2020)年4~6月期には男性6.5%、女性9.2%まで高まっている。

こうした背景には、女性の就業をめぐる様々な課題があるものと考えられる。このような女性の雇用危機は、世界共通の問題となっている。

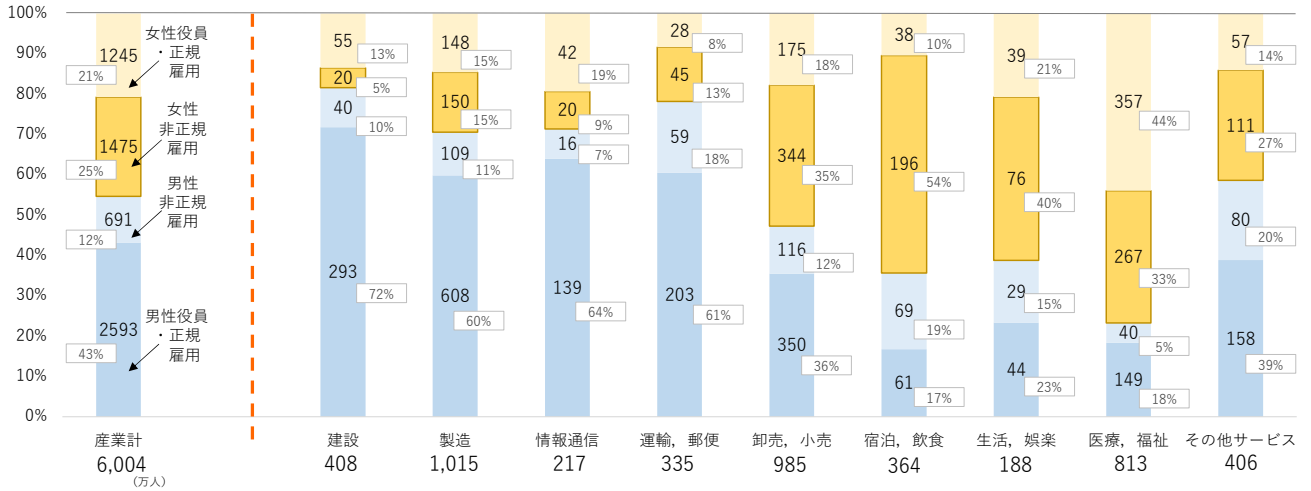
(2) 非正規雇用労働者

コロナ下で女性に特に強い影響が表れている背景には、今回大きな打撃を受けている飲食・宿泊

¹¹ 未活用労働指標4(LU4)：(失業者+追加就労希望者数+潜在労働力人口)÷(労働力人口+潜在労働力人口)×100(総務省「労働力調査」詳細集計)

業などの雇用者は女性の割合が高いことに加え、それらの産業は非正規雇用労働者の割合が高く、さらにその非正規雇用労働者には女性が多いことが挙げられる（図－5 産業別雇用者の男女別・雇用形態別の割合（2019年））。

図－5 産業別雇用者の男女別・雇用形態別の割合（2019年）

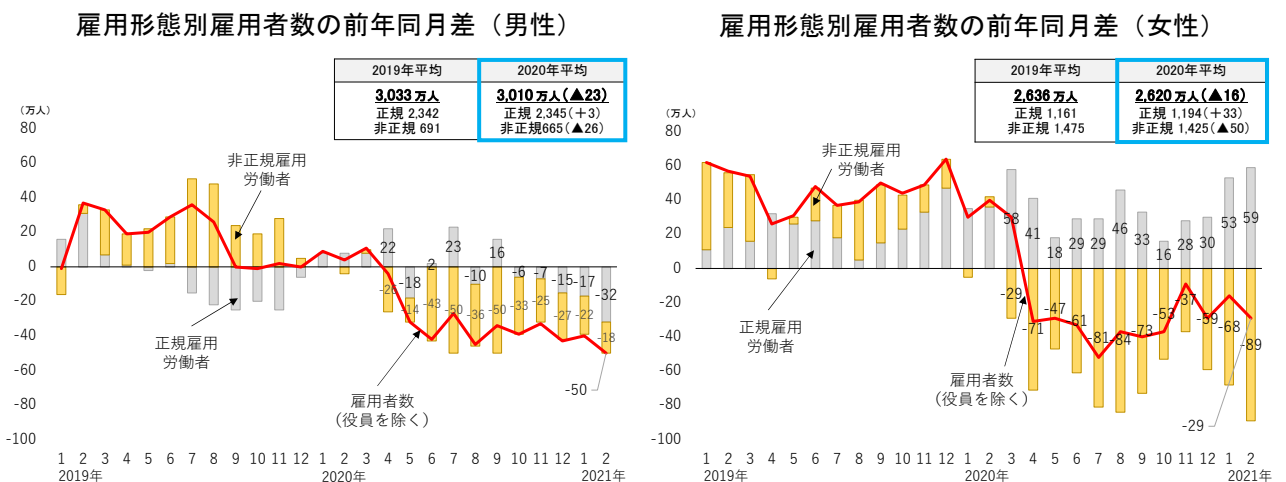


（総務省「労働力調査」より作成。原数値。棒グラフの数値は万人。）

女性の非正規雇用労働者の割合は、平成 2（1990）年頃から平成 17（2005）年頃にかけて上昇し、リーマン・ショック以降も高い水準で推移してきたところである（図－6 高い非正規雇用比率）。

雇用者数の推移を雇用形態別に見ると、女性については、医療、福祉関連産業を中心に正規雇用労働者が対前年比でプラスが続いている一方で、非正規雇用労働者についてマイナスが続いていることがわかる（図－7 雇用者数（役員を除く）の推移）。

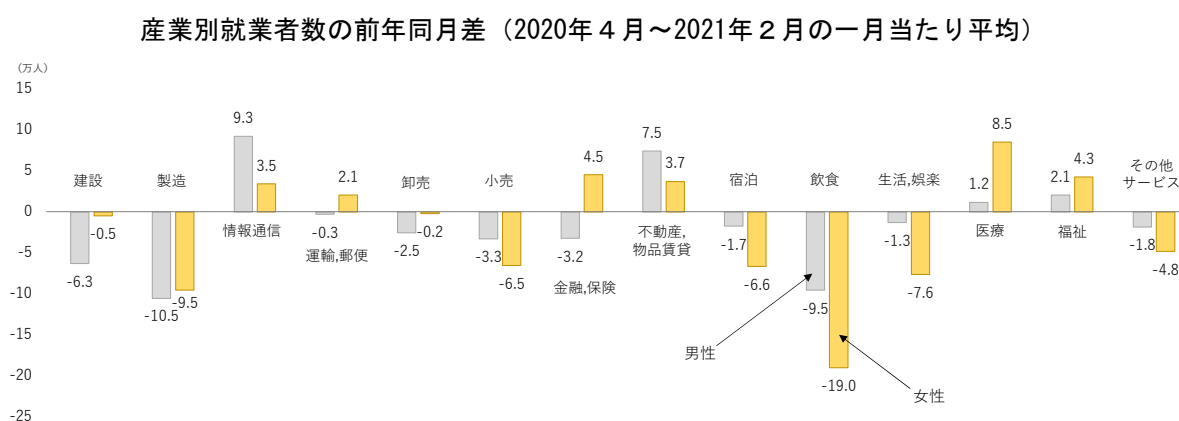
図－7 雇用者数（役員を除く）の推移



（総務省「労働力調査」より作成。原数値。）

また、就業者数の推移を産業別に見ると、女性の非正規雇用労働者の割合が高い飲食・宿泊業などで女性就業者数のマイナスが大きい（図－8 産業別就業者数の増減）。

図－8 産業別就業者数の増減



（総務省「労働力調査」より作成。原数値。）

さらに、雇用関係が継続しているため「失業者」には含まれないが、シフトが減少し、所得が減少した非正規雇用労働者が一定数存在していることも想定される。

（労働力調査の個票分析）

なお、本研究会の構成員が労働力調査の個票分析を行い、コロナの影響に関して、2020年2月～12月の間の就業率を有配偶男性、有配偶女性、単身男性、単身女性について、学歴（「大卒、大学院卒」と「それ以外」）別に比較したところ、学歴間の格差が拡大したとは言えないことが明らかとなっている¹²。

（非正規雇用労働者等の先行きに関する不安）

「非正規の職員・従業員に就いた主な理由」の前年同月差の推移を見ると、令和2（2021）年4～6月期は、それまで増加傾向にあった「家事・育児・介護等と両立しやすいから」が減少（対前年同期比55万人減少）する一方、「家計の補助・学費等を得たいから」という経済的な理由が増加（同28万人増加）する結果となった（図－9 非正規の職員・従業員に就いた主な理由）。

内閣府調査②では、令和元（2019）年12月の感染症拡大前に比べて、全体的に正規雇用労働者より非正規雇用労働者の不安が増加している傾向がある。また、非正規雇用労働者の若者は他の年代

¹² 第11回研究会 山口構成員資料

よりも、収入・仕事等、足もとの経済的な不安や先行きに関する不安が増加している。さらに、正規雇用労働者、非正規雇用労働者を問わず、全体的に男性より女性の不安が増加している。特に若年女性は他の年代よりも、収入・人間関係・育児・結婚等に関する不安が増加している（図—10 昨年12月（感染症拡大前）に比べて不安が増していること（正規／非正規）（図—11 昨年12月（感染症拡大前）に比べ不安が増していること（男女別））。

（3）女性の収入減の影響等

男性の雇用が守られている限り、女性の所得の減少はそれほど家計への影響を及ぼさないので深刻な問題にはならないのではないかと、という認識は改める必要がある。かつては、女性の収入は家計の補助であり、家計そのものへの影響は少ないという認識があったが、現在は、ひとり親や単身女性が増加している¹³。また、共働き世帯においても、女性の収入の減少が直に家計に大きな影響を与える家庭があることを認識する必要がある。

①共働き世帯

夫婦共に雇用者である共働き世帯は年々増加しており、令和元（2019）年には、雇用者の共働き世帯が1,245万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が582万世帯となっている。共働き世帯における女性の収入が家計に占める割合も高まってきている¹⁴。共働き世帯では、世帯総収入のうち、妻が正規雇用労働者の場合は4割、非正規雇用労働者の場合は2割を占め、妻の収入が恒常的な所得となっているとの調査報告もある¹⁵。

独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）が令和2（2020）年8月に実施した調査によると、民間企業の女性会社員で、女性の収入が1割以上減った家庭と、女性の収入減がない家庭を比較すると、食費の切り詰めや公共料金の滞納があったと回答した割合について、前者と後者との間に2～4倍の開きがあることが報告されており、女性の収入減が大きな影響を受けている家庭があることが分かる（図—12 女性の収入減少の有無別、家計の逼迫度（%、8月調査））。

②ひとり親世帯

（現状）

現在、我が国には、ひとり親世帯が141.9万世帯あり、そのうち、母子世帯数は123.2万世帯、父子世帯数は18.7万世帯となっている。母子世帯、父子世帯の親の就業率はそれぞれ81.8%、

¹³ 母子世帯数は、平成12（2000）年は86.7万世帯、平成27（2015）年は106.6万世帯。女性の単独世帯数は、平成7（1995）年は501.6万世帯、平成27（2015）年は881.8万世帯（総務省「国勢調査」）。

¹⁴ 1か月の夫婦の勤め先収入計に対する配偶者（妻）の勤め先収入の割合は、平成12（2000）年の11.0%から、令和2（2020）年の18.0%まで上昇している（総務省「家計調査」。対象は、二人以上の世帯で世帯主年齢60歳未満の勤労者世帯のうち、世帯主が男性、その配偶者が女性の世帯。）。

¹⁵ 第3回研究会 JILPT 周燕飛主任研究員報告資料

85.4%となっており、特に母子世帯の母親の就業率(81.8%)は、一般世帯の女性の就業率(66.0%)と比べても高く、またその半数以上は非正規雇用労働者である。平均年間就労収入は母子世帯200万円、父子世帯が398万円となっている。なお、父子世帯は母子世帯より平均収入が高く、非正規雇用労働者の割合も10.3%と低いが、経済的に不安定な世帯がある可能性があることにも留意が必要である¹⁶。

(労働力調査の個票分析)

前出の労働力調査の個票分析から、シングルマザーの就労の困難さが浮き彫りになった。

「労働力調査」の4月から12月の調査票情報を利用して独自に集計を行った結果、就業率については、子供のいる有配偶者とシングルマザーの間に大きな差はみられないが、完全失業率の推移を見ると、令和2(2020)年7月から9月期のシングルマザーの失業率が大幅に増加しており、子供のいる有配偶者と比べて、シングルマザーの失業率が令和2(2020)年9月に3ポイント高い結果であったことが判明した。

また、子供のいる有配偶女性が非労働力化している一方で、シングルマザーは失業しているという相違が明らかになっている(図-13 シングルマザーの失業が2020年第3四半期に大幅増)。

子供のいる有配偶女性の場合、夫の収入があるので一定期間仕事をしないという選択も可能である一方で、シングルマザーは就業を希望しているけれども、希望に見合った仕事がない、ということが表れている可能性がある。

シングルマザーの失業率は、令和2(2020)年10~12月にはやや落ち着いたものの、コロナによる影響が長引くなかで、今後も注視していくことが必要である。

シングルマザーの支援を行っている民間団体からは、令和2(2020)年7月の状況として、収入や勤務時間・勤務日数の減少の状況や、臨時休校が大きく影響したこと、自身の感染リスクを避けるために自発的に休職、退職したケースがあったこと、自宅にPCがない、ネット接続の環境が十分でないことなどから、子供の教育上の影響を懸念する声などが報告された¹⁷。

また、本研究会の構成員から、ひとり親について、ライフラインである家賃を支払うことができている人が一定数存在していること等の現状やひとり親家庭に対する支援の必要性が報告された¹⁸。

(課題)

ひとり親に対する支援については、これまで国において、対策が累次にわたり講じられてきており、例えば、

¹⁶ ひとり親世帯(母子世帯、父子世帯)に関する数値は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査(平成28年度)」、一般世帯に関する数値は総務省「労働力調査(平成28年)15~64歳」、国税庁「民間給与実態統計調査(平成28年)」。

¹⁷ 第2回研究会 シングルマザー調査プロジェクト小森雅子氏、湯澤直美教授

¹⁸ 第4回研究会 松田構成員報告

- ・低所得のひとり親に対する臨時特別給付金の支給（3回）
- ・高等職業訓練に係る支援について短期間のIT分野等を含む民間資格取得を追加
- ・就労に取り組むひとり親世帯に対する住宅借上げに必要な資金の貸付制度の創設
- ・ITの活用等ひとり親のワンストップ相談窓口の機能強化

等の支援措置が講じられ、自治体や民間NPO等とも連携した支援も行われてきたところである。ひとり親世帯にはコロナの影響が厳しい形で表れていることから、特に、迅速かつ手厚い支援を行っていく必要がある。このため、今後、ひとり親に対する職業訓練関連の支援については、中長期的なひとり親の自立支援の観点からの重要性に鑑み、例えば、コロナの影響により臨時的に実施した支援を恒久的な事業にすることも含め、支援策を強化すべきである。さらに、生活基盤の根幹である住居の確保については、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親を対象に住居費用の貸付制度が創設されたが、償還免除要件に該当しない人への支援も含めて、制度の在り方を検討する必要がある。また、ひとり親への適切な支援策について、支援を要する対象者に、効果的かつ確実に届けるという観点で、ひとり親相談窓口の更なる機能強化や、SNS等の活用も含めた情報支援の強化に加え、こうした支援情報の周知の工夫を図る必要がある。

③単身女性

（労働力調査の個票分析）

単身女性（25～54歳）の失業率は、令和2（2020）年7～9月期に急速に上昇した。前項の構成員の労働力調査の個票分析からも明らかになったように、有配偶女性は非労働力化するという形で調整が行われたが、単身女性の場合は子どもの有無にかかわらず、そのような選択肢もないことから、結果として失業率が上昇したという可能性が考えられる（図-14 無配偶女性（25～54歳）の完全失業率）。

（若年の単身女性）

非正規雇用労働者の女性の賃金は、これまでは家計の補助として捉えられていた。婚姻制度の枠組みの中にある有配偶女性にとっては、自宅近辺での短時間労働は、合理的であり、税制や社会保障上も大きなメリットがあったことなどから、非正規雇用労働者の賃金、処遇の問題は社会構造上の問題として顕在化していなかったという背景がある。しかしながら、非大卒女性などを中心に非正規雇用労働者である女性は多く、未婚・非婚化も進んでいる中で、こうした単身非大卒女性の収入の状況にも留意が必要である。

一方で、未婚化、非婚化が進む中で、婚姻制度の枠組みの外にいる若年女性や、婚姻を選択しなかった女性、離婚した女性で、非正規雇用労働者として就業していた人などは、これまで就労により生計を維持していたものの、コロナの影響によるシフトの減少等により一気に生活が厳しくなった可能性がある。

また、今後もデジタル化の進展、産業構造の変化や定型労働への代替圧力などから、職種によっては貧困化につながる懸念されている。

(中高年の単身女性)

1990年代後半から2000年代前半は、就職氷河期と言われており、新規学卒者の雇用情勢が悪化した時期である。さらに、男性に比べて女性の新規学卒者の就職内定率は低い状況にあった¹⁹。いわゆる「就職氷河期世代」については国が支援を強化しているところであるが、当時の新卒者が中高年世代に入ってきていることに留意が必要である。

また、高齢女性については、会社員、公務員の夫に扶養されてきた第3号被保険者と、夫が自営業のため年金保険料を支払ってきた者又は単身で年金保険料を支払ってきた者等との間に負担と給付の公平性に関する問題が生じている。

さらに、これまで不安定な就業を継続してきた人については、コロナの影響でシフトや仕事そのものを失うケースも想定される中で、低年金、無年金問題が懸念される。年金生活者に対する支援制度などを活用して、適切に支援を行っていく必要がある。

あわせて、人生100年時代において、高齢期に達する以前の女性が老後の備えを十分にできるよう、女性の経済的自立の拡大に向けた検討、取組を進める必要がある。

④現在の支援制度における課題

コロナ下で様々な支援制度が創設、拡充されてきたところであるが、支援を必要とする人に対して具体的な情報が行き届いていないことが課題となっている。例えば、ひとり親については早い段階で支援が拡充されたものの、制度を知らない人が一定程度おり、発信に課題があったとの指摘があった。

また、支援を必要とする人が役所の窓口の敷居の高さを感じていたり、電話料金や心理的な問題から電話での相談をしにくいケース、そもそも自分から相談しないとといったケースがある。

若い人への発信はSNSの活用が有効であるが、一方、中高年層などSNSを頻繁に利用しない人がいることにも留意が必要である。

さらに、発信に当たっては、当事者がどう捉えるかという視点を持つことも重要である。例えば、外国人向けに「やさしい日本語」で発信している例もあり、同様の観点で日本人向けの発信を行うことも有効である。また、当事者の受け止めや関心事を反映して、多様な発信をすることも必要である。

支援を必要とする人に対して、簡易、迅速に支援や情報を届けるためには、個々の困窮している人々の状況を行政が把握し、「プッシュ型」の支援を進める必要がある。

今般の経験を踏まえ、より迅速かつシンプルな形で支援が受けられるような仕組みの設計を検討する段階にきていると考えられる。

(4) いわゆるエッセンシャルワーカー等

コロナ下で、医療、介護、保育の従事者などのいわゆるエッセンシャルワーカーの社会的な重要

¹⁹ 第4回研究会 山田構成員資料

性が再認識された。日本の医療・介護従事者のうち、看護師の92%²⁰、訪問介護員の78.6%、施設介護職員の70.1%は女性²¹である。こうした人々が、高い感染リスクにさらされ続けながら、患者や利用者のケアにあたってきたことを忘れてはならない。

そして、処遇面や働く環境が厳しい状況にあることから、処遇の改善に向けた取組を進めていく必要がある。

公的な支援や様々な形での感謝が寄せられた職種がある一方で、保育士など、感染対策の負担が増加する中でも就業を続けた職種の人々にも目を向ける必要がある。また、テレワークによる在宅勤務が困難な職種の人々の状況をしっかり受け止める必要がある。

内閣府調査①において、コロナ下でストレスを受けやすい（感染リスクを感じやすい、休業しにくい等）仕事について調査を行ったところ、男女共通で、医療、介護、保育従事者についてストレスを感じやすい項目の値が特に高く、その他では「保安」「運輸・通信」、女性では「その他専門・技術系」「営業、販売系」「サービス系」が高いことが明らかとなっている（図-15 職種×「コロナ下でストレスを感じやすい仕事を行う人」）。

図-15 職種×「コロナ下でストレスを感じやすい仕事を行う人」

【女性】		3～5点	それ以下	【男性】		3～5点	それ以下
女性全体	(n=1,885)	20.9	79.1	男性全体	(n=3,013)	18.0	82.1
看護師	(n=82)	42.7	57.3	看護師	(n=19)	36.8	63.2
医師	(n=1)	0.0	100.0	医師	(n=22)	59.1	40.9
介護士・ヘルパー等	(n=83)	47.0	53.0	介護士・ヘルパー等	(n=68)	41.2	58.8
保健師	(n=3)	33.3	66.7	保健師	(n=4)	25.0	75.0
保育士	(n=37)	40.5	59.5	保育士	(n=3)	66.7	33.3
上記以外の専門・技術系の職業	(n=129)	31.0	69.0	上記以外の専門・技術系の職業	(n=423)	19.6	80.4
管理的職業	(n=12)	16.7	83.3	管理的職業	(n=421)	14.7	85.3
事務系の職業	(n=586)	11.4	88.6	事務系の職業	(n=453)	13.5	86.5
営業・販売系の職業	(n=211)	28.4	71.6	営業・販売系の職業	(n=399)	21.1	79.0
サービス系の職業	(n=208)	27.9	72.1	サービス系の職業	(n=147)	21.1	78.9
生産技能・作業	(n=118)	18.6	81.4	生産技能・作業	(n=388)	17.0	83.0
保安の職業	(n=3)	66.7	33.3	保安の職業	(n=56)	30.4	69.6
農林漁業職	(n=16)	0.0	100.0	農林漁業職	(n=22)	0.0	100.0
運輸・通信	(n=26)	26.9	73.1	運輸・通信	(n=144)	31.3	68.8
その他	(n=370)	12.4	87.6	その他	(n=444)	9.2	90.8

(内閣府調査①「令和2年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」)

また、就業継続の意向については、「医療・福祉業」は就業継続意向が平均より高く、「宿泊業」・「サービス業」、「小売業」が平均より低くなっている（図-16「コロナ下でストレスを感じやすい仕事を行う人」の仕事の継続意向）。「医療・福祉業」では、人手不足もあって就業を継続したいが、

²⁰ 厚生労働省「平成30年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況 結果の概要」
[<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/18/dl/kekka1.pdf>]

²¹ 公益財団法人介護労働安定センター「令和元年度介護労働実態調査結果について」 [http://www.kai-go-center.or.jp/report/2020r02_chousa_01.html]

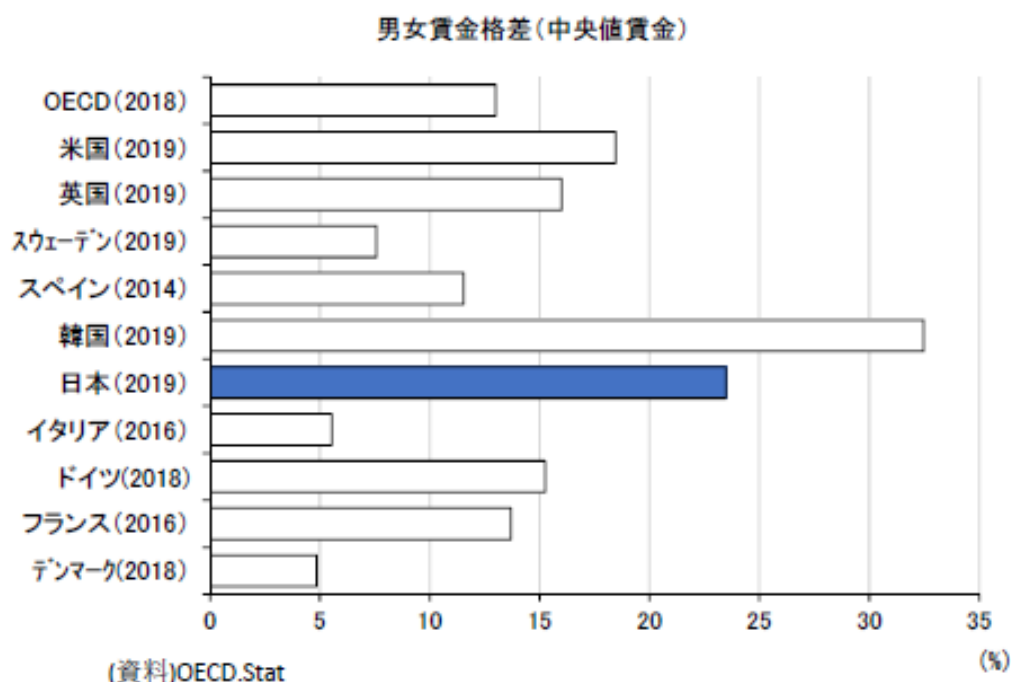
高いストレスを抱えざるを得ないという現状が浮かび上がっている。

医療、介護などの従事者は感染にさらされやすく、院内、施設内感染などを契機に、時には家族も巻き込まれる形で誹謗中傷や差別などの被害を受けてきたことが報告されている²²。本研究会は、「感染症に伴う差別的な扱いの解消に向けた取組を進めること」について昨年11月の緊急提言に盛り込んだ。政府は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）に「感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関、医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ」を行うことなどを掲げ、取組を進めているところである。

（5）賃金格差

我が国における男女間賃金格差の推移を見ると、長期的には縮小傾向にあるものの、依然として格差が見られる状況である（図-17 男女間所定内給与格差の推移）。また、男女間の賃金格差は各国共通の課題であるが、我が国の男女間賃金格差は国際的に見ても大きい（図-18 OECD各国の男女賃金格差）。

図-18 男女賃金格差の国際比較 *フルタイム労働者



((第10回コロナ研究会資料) 山田構成員資料「わが国における男女賃金格差の背景とデフレ(サービス物価低迷)との関わりについて」)

²² 新型コロナウイルス感染症対策分科会 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループこれまでの議論のとりまとめ」(令和2(2020)年11月6日)
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/henkensabetsu_houkokusyo.pdf]

男女間賃金格差の要因として、本研究会では、固定的な性別役割分担意識が平均値に基づくいわゆる「統計的差別」²³などを生んでいることや、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の待遇差が大きいこと、長時間労働が有利であるなど女性に不利な職場慣行・職場環境があることなどが指摘された。例えば、営業職のように長時間働くほど賃金上がる職業ほど男性と女性の賃金格差が大きく、また、働き方に柔軟性がない職業ほど男女間格差が大きいということが明らかになっている（図-19、図-20 男女間賃金格差）。

また、卸売・小売、サービス、宿泊・飲食など、コロナ下で労働需要が大きく低下した産業では、労働供給の中心が新たに労働市場に参入・再参入する女性であり、職住近接を希望するパートタイム労働者も多いため、買い手独占が生じやすいなど、女性が低賃金になりやすい構造的な問題についても焦点が当てられた。

さらに、女性の平均勤続年数が男性に比べて短いことが、女性の昇進や管理職登用を困難にし、結果として男女間賃金格差の要因になっていることから、時間外労働の削減や男性の家事・育児参画など女性の就労継続支援の重要性が指摘された（図-21 性別・年齢階級別勤続年数（2017年））（図-22 管理職に占める女性の割合）。

このほかにも、前述したように、DV被害等の困難な状況から抜け出すためには女性の経済的自立が重要であるが、女性の経済的自立が進まない理由の一つに男女間賃金格差が影響している。

このような問題意識を踏まえると、同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を解消するなど、「同一労働同一賃金」を推進していくとともに、長時間労働の是正や男女ともに柔軟な働き方を進めていくことにより、女性の就業に不利な職場慣行・職場環境を是正していくことが重要である。また、男性の家事・育児参画の促進や、外注化などにより、女性の家事・育児時間を軽減していくことも課題である。

なお、地方においては若年女性の転出超過が問題となっている。地方移住の志向の高まりが見られる²⁴ものの、賃金が低いことが課題となっている。男女間格差の問題に加え、賃金・最低賃金の地域間格差も課題である。

（6）テレワーク、在宅勤務等

これまで、日本の雇用慣行下ではテレワークの導入がなかなか進まなかったが、内閣府調査②によると、緊急事態宣言下の令和2（2020）年5月時点で、全国で27.7%、東京23区に限ると48.4%の就業者がテレワークを実施するなど、コロナを契機にテレワークは一定程度進んでいる（図-23 テレワーク実施状況）。

令和2（2020）年12月時点では、就業者全体の約4割がテレワークを希望しており、テレワーク実施者ほど継続希望が高い（図-24 今後のテレワーク実施希望）。

²³ 平均的に女性の離職率・転職率が高い等の理由から、企業が女性を比較的容易な職務に割り当てること等により、結果として女性の賃金が低くなることをいう。

²⁴ 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）「第2回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和2（2020）年12月24日公表）

産業別に見ると、医療、福祉、保育関係のほか、対人サービス、小売業など女性の就業者割合が高い産業ではテレワークの実施率が低く、コロナ前後での実施率にも大きな変動は見られない（図-25 テレワーク実施状況（業種別の推移））。

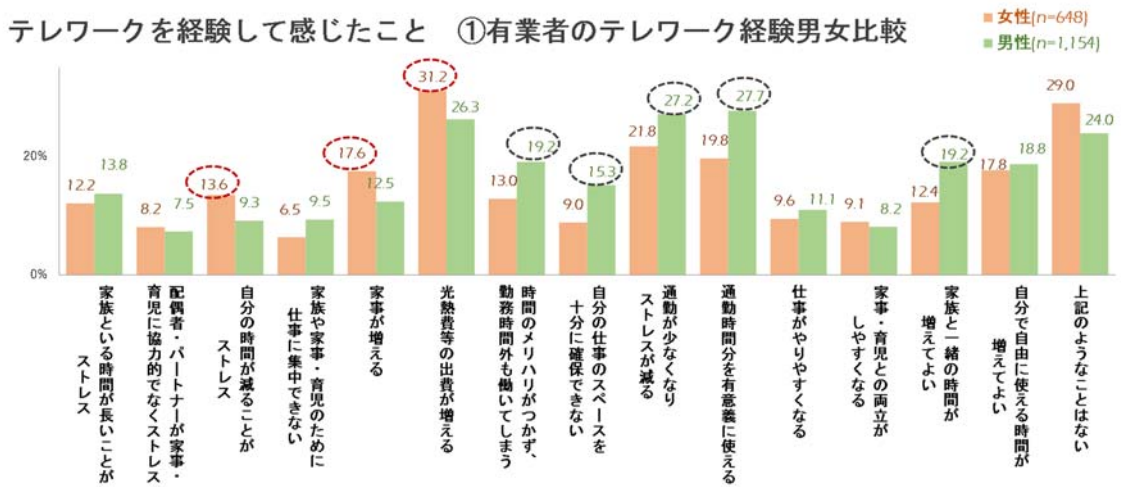
本研究会の構成員による個別企業の分析では、在宅勤務は子育て、治療との両立に効果的であること、生産性の向上や長時間労働の抑制、ストレスの軽減にも一定の効果があること、上司が積極的に活用することが重要であることなどが明らかとなっている（図-26 在宅勤務で私生活の充実度の変化）（図-27 在宅勤務でストレスの減少は？）（図-28 在宅勤務で業務に費やす時間は？）（図-29 在宅勤務に関するアンケート（まとめ））。

JILPT が、コロナ前の通常月、令和2（2020）年5月第2週、7月第5週におけるテレワークの実施状況を調査したところ、女性、非正規雇用労働者、低所得者のテレワーク比率は5月にいったん増加したものの、7月にはほぼコロナ前の水準に戻っていたという状況が明らかになっている（図-30 週1日以上在宅勤務・テレワークの割合（%））。

また、内閣府調査②によると、令和2（2020）年5月にテレワークを実施していた人について、同年12月の時点では、テレワークの実施頻度が減少した人が25.4%、テレワークを中止した人が29.3%となっている。テレワーク実施頻度の減少や中止の理由としては、職場のテレワーク実施方針の変化を挙げた人が44.8%と最も多い（図-31 テレワーク実施頻度の減少または中止の理由）。一方で、同年5月にテレワークを実施していたが12月にテレワークを中止した人のうちの65.8%、5月、12月ともテレワークを実施していない人のうち17.8%がテレワークの実施を希望しているとの結果が明らかになっている（図-24 今後のテレワーク実施希望）（再掲）。

内閣府調査①によると、テレワークについて、女性就業者の方が家事の増加、自分の時間の減少等のマイナス要素をあげる割合が高く、男性就業者の方が通勤負担の軽減等のプラス要素をあげる割合が高いという結果が出ており、テレワークの受け止めについて男女間に差があることが明らかになっている（図-32 仕事の状況とコロナによる影響（テレワークのメリット・デメリット））。

図-32 仕事の状況とコロナによる影響（テレワークのメリット・デメリット）



(内閣府調査①「令和2年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」)

また、今後のテレワーク実施意向について、子育て世帯は今後もテレワークを続けたいという割合が高くなっている。正規雇用労働者と非正規雇用労働者の女性について比較すると、前者はテレワークに積極的、後者は消極的な割合が高い（図-33 仕事の状況とコロナによる影響（今後のテレワーク継続意向））。

日本労働組合総連合会（連合）からのヒアリング²⁵では、テレワークに伴う労働負担の増大に対する懸念や、テレワーク下での男性の家事・育児の参画の促進の必要性などが指摘された。

テレワークは、柔軟な働き方の推進という観点から有効に活用していくことが期待される。前出の調査からは、緊急事態宣言中は一定程度テレワークの実施が進んだものの、宣言解除後、実施頻度が減少したり中止になるという動きも見られるが、コロナ下で進んだ傾向を後戻りさせないことが重要である。テレワークの活用が広がったことにより、これまで時短勤務であった子育て中の女性がフルタイム勤務に変更した、といった事例も報告されているところであり、女性の活躍という視点、育児や介護と仕事の両立という観点からも、後戻りさせることなく、活用が進められていくことが重要である。

また、テレワークが困難と考えられる職種、業種への配慮も必要であるが、これまでの業務の手法を前提としてテレワークの対象業務を選定するのではなく、仕事内容の本質的な見直しを行うことが有用な場合がある。また、正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由として、テレワーク対象者を分けることのないよう留意しながら、テレワークを活用していく必要がある。

使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークの推進や定着を図っていく必要がある。

²⁵ 第5回研究会 連合総合政策推進局長井上久美枝氏

（テレワークの地方圏での課題）

地方移住を進めていくという観点からも、地方におけるテレワーク普及は課題であるが、地域別の就業者のテレワーク実施率を見ると、東京都 23 区の実施率は全国を上回るが、地方圏は全国を下回る結果となっている（図-23 テレワーク実施状況）（再掲）。

地方で企業の大半が中小企業、小規模事業所であることなど普及には課題があり、中小企業への支援を進めていくことが重要である。

（7）働き方

前述の通り、近年、男女間の賃金格差が依然として残っていることに加えて、労働時間の柔軟性のなさが大きな壁になっている。また、柔軟な働き方が進むことは、育児、介護、教育、治療と仕事の両立ができることにつながるものであり、女性だけでなく、男性にとっても大きなメリットがある。

これまでのところ、コロナは少なくとも短期的にみると女性にとってマイナスの影響が大きかった。しかし、コロナにより、半ば強制的に在宅勤務を含む働き方改革が実施されることになった結果、我々は多くのことを学んだ。企業は在宅勤務でも生産性が落ちない仕事があることを経験した。政府の会議でも、これまでは難しいと考えられていたオンライン開催が普及し、本研究会も全 11 回の会議を全てオンラインで開催した。7ヶ月間という期間で多方面の有識者からヒアリングを行い、構成員間での議論を深めることができたのは、オンラインのメリットによるところが大きい。

働き方に関する「難しい」という思い込みが「やればできる」に変わってきている。この変革の動きを止めずに、テレワークの活用とあわせて、柔軟な働き方の推進を加速させていく必要がある。

（8）人材育成、就労支援

女性が、自分の体、性、生殖、生活、人生におけるあらゆる選択を自分で決定するための大きなベースとなるのが経済力であり、世界中で女性の経済的自立に向けた取組が進められている。特に若い女性に経済力をつけていくという観点からも、中長期的な視点で、いかにデジタルスキルの向上を進めていくかが重要である。

コロナの影響も含めて産業構造が変化していく中で、同一企業内での雇用維持を図るだけでなく、デジタル、グリーン成長戦略関連分野など成長分野へのシフト、福祉分野など人材不足分野等へのシフトを進めていくことが必要である。そのためには、職業訓練の充実を図り、訓練中に手厚い生活保障をすることによって、新たな産業や業種へのシフトを進めていくことが期待される。特に、デジタル人材の不足が顕著な情報通信業など、女性の活躍が期待される分野へのシフトを進めていくため、デジタルスキルの向上に向けた職業訓練の拡充を進めていく必要がある。

さらに、様々な産業でデジタル革命が起こる中で、人材不足分野は雇用の受け皿となることが期待されると同時に、例えば、介護の見回り業務にロボットを使い生産性を上げるといった形で、対

面業務とのメリハリを考えつつ、業務そのもののデジタル化を進めていくという視点も重要である。そのためにも、若い世代を中心にデジタルスキルの向上に向けた支援を進めていく必要がある。

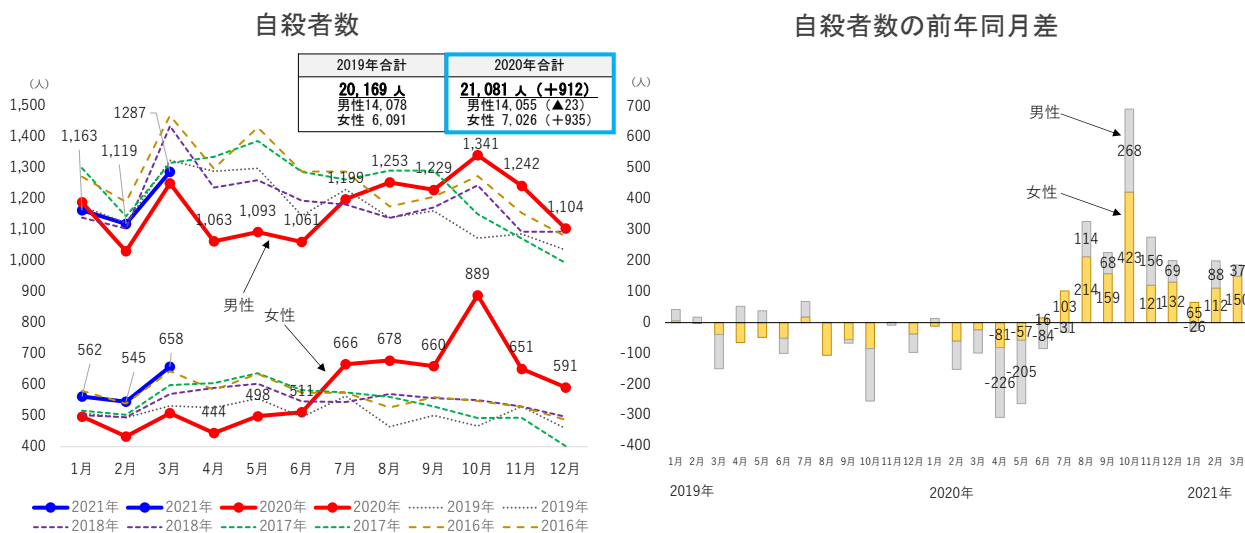
3 健康 ～Health Impacts～

(1) こころの健康

(女性の自殺者数の増加)

令和2（2020）年の自殺の動向は、例年とは明らかに異なる。自殺者数は、依然として女性よりも男性が多いが、同年7月以降、女性の自殺者数は対前年同月での増加が続いており、令和2（2020）年は7,026人、前年比で935名の増加となった（男性は14,055人、前年比で23名の減少）。（図-34 自殺者の推移）。

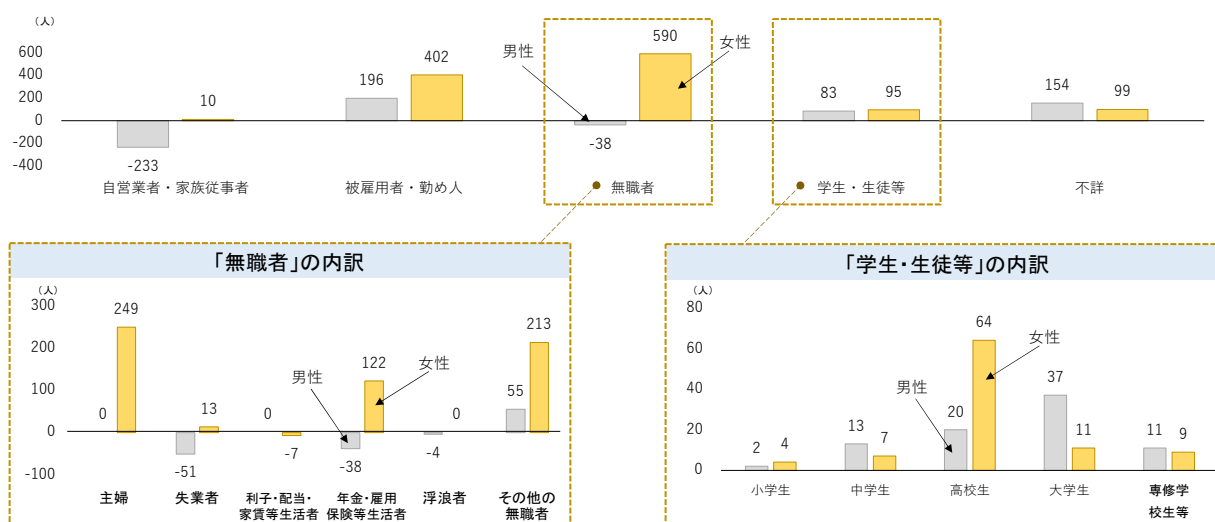
図-34 自殺者数の推移



(警察庁HP「自殺者数」より作成。原数値。2020年分までは確定値。2021年分は2021年4月16日時点の暫定値。)

女性の自殺者数は幅広い年代において前年比で増加傾向にあるが、特に無職者、女子高校生の増加が大きい。無職者の中では、主婦の増加が最も大きく、その他の無職者、年金・雇用保険等生活者も増加している（図-35 自殺者数の増減）。年金・雇用保険等生活者については、高齢者が多い。

図-35 自殺者数の増減



(厚生労働省 HP「自殺の統計」より作成。2020 年分までは確定値。2021 年分は 2021 年 3 月 19 日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。)

また、同居人のいる女性の自殺の増加が大きい(図-36 同居人有無別の自殺者数の推移)。

(自殺の原因)

自殺の原因については、関係機関等で分析が行われているところであるが、令和 2 (2020) 年 10 月の厚生労働大臣の指定法人(一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター)の分析²⁶によると、女性の自殺の背景には、経済生活問題や勤務問題、DV 被害や育児の悩み、介護疲れや精神疾患など様々な問題が潜んでいる。コロナの影響でこうした問題が深刻化しており、これらが女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性がある。人と接する機会が少なくなり、経済的にも不安定な生活を強いられる女性が増えている中で、今後女性の自殺リスクが更に高まっていくことも懸念される。なお、自殺報道の影響と考えられる自殺の増加についても留意が必要である。

また、若年層(18~22 歳)の自殺念慮(本気で自殺したいと考えたことがある)、自殺未遂(自殺未遂経験がある)に関する調査で、自殺念慮、自殺未遂については、女性の方が男性より多く、自殺念慮・未遂の原因については、女性の方が男性より家庭問題を挙げる割合が高いという調査結果²⁷がある。

(DV 被害者の自殺リスク)

有識者からの報告では、困難を抱える人の家庭では、もともとあった家庭内の問題が顕在化していること、また、「1 女性に対する暴力」でも述べたように、これまで家庭内環境が悪かった

²⁶ 厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター「コロナ禍における自殺の動向に関する分析(緊急レポート)」

²⁷ 日本財団いのち支える自殺対策プロジェクト「日本財団第 3 回自殺意識調査」報告書

ケースが深刻化し、崖のぎりぎりのところまで追いやられているケースがあることなどが指摘された。

また、DV 被害者は様々な健康上の問題を抱えることが明らかになっており、例えば性感染症や予期せぬ妊娠などが挙げられるが、最も大きなリスクは自殺であり、DV 被害者の自殺のリスクは約 4.5 倍に増加することが明らかになっている（図-37 DV を起因とした健康問題）。

（課題）

自殺の問題については、自殺だけが独立しているのではなく、相談者の背景に DV、虐待等の暴力など様々な背景があることから、こうした問題を含めて総合的に対応していく必要がある²⁸。相談があったら即時に対応し安心させるためには、24 時間体制で対応していく必要がある。また、寄せられた相談に対しては、SNS、電話、メール、オンライン面談などあらゆる手段を使って対応していくことが重要である。

本研究会では、令和 2（2020）年に 11 月に自殺等の相談体制と対策の強化や、感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすことについて緊急提言を行ったところである。

国においても自殺防止対策の強化が図られているところであるが、自殺の相談について、SNS の活用を含め、様々な手段による相談体制を確保することが重要である。また、相談に対応する者に対して、相談能力の向上に向けた研修を行うとともに、相談者の様々な背景、困難、実態を把握する力の強化を図ること、官と民の支援の間に隙間が生じないように連携を深めること、専門家や専門機関との連携を行うことが重要である。

（2）からだの健康

（コロナの感染状況と女性への影響）

我が国のコロナの感染者数は、令和 3（2021）年 4 月 27 日現在、累積で 57 万人を超えた。このうち、女性の感染者は 46%にのぼる²⁹。令和 2 年夏ごろに見られた感染者数の増加以降の感染者の届出数をみると、0-70 歳代では男性が多く、死亡者数も 40-70 歳代では男性の方が多いが、80 歳代では女性の方が多い。

我が国の感染防止策は、重症者と死亡者を減らすことを目標として、人々に基本的な感染防止策の実践を求めている。これまでに行われた様々な調査によれば、女性は男性よりも感染防止策を実践する割合が高いことが明らかになっている³⁰。例えば、東京 iCDC（東京感染症対策センター）による調査では、マスク着用と 3 密（密閉・密接・密集が重なる場所）回避の実践状況について、男性よりも女性のほうが対策をとっている割合が大きい。また、別の全国調査においても、3 密を

²⁸ 第 7 回研究会 関西国際大学中尾繁樹教授

²⁹ 厚生労働省「データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報ー」[<https://covid19.mhlw.go.jp/>]のオープンデータを集計

³⁰ 代表的な調査として、東京 iCDC「マスクやテレワーク。できないのはなぜ？ー都民アンケート結果から（1）」[https://note.com/tokyo_icdc/n/n0cdc356881bf]（令和 3（2021）年 4 月 15 日）

避けたい人の比率、5人以上での飲食を控えない人の比率は、一貫して男性の割合が女性の割合より高いこと等が明らかになっている（図-38、図-39、図-40、図-41 COVID-19に関する意識調査等）。しかし、国立感染症研究所による週ごとの感染状況の推移からは、流行の早期に一部の年齢層で男性の感染者数が先に増加し、その後、女性の感染者数の増加が見られたことが報告されている（図-42 性別・年代別の週別症例数と女性割合の推移）³¹。これまで無症状あるいは軽症の割合が高い若年層への行動変容を求める啓発が重視されてきたが、男性に向けた感染予防策の啓発を積極的に行う必要があることが示唆される。

さらに、職業分類別のコロナの症例の男女比を見ると、医療関係、介護福祉関係、児童施設関係、店員・接客関係における女性の感染者割合が高い（図-43、図-44、図-45 職業分類別 COVID-19 症例の男女比率等）。こうした職業に従事する人への感染予防に一層の配慮をする必要がある。

コロナがもたらす様々な不安は、男性より女性が高い傾向がある（図-46 新型コロナウイルス感染症に関する不安の男女差）。諸外国の研究でも同様の傾向が明らかになっており、女性が抱く不安の長期化、増加に留意が必要である³²。

そのほかにも、コロナの医薬品やワクチン開発、副反応への対応など、医療・公衆衛生学の観点からもジェンダーに着眼した検討を行うことが必要である。

（健康への不安（睡眠時間等））

感染拡大前に比べて、健康面の不安が増加している女性の割合が大きい（図-11 昨年12月（感染症拡大前）に比べて不安が増していること（男女別））（再掲）。

子育て世帯において、緊急事態宣言中の不安として、女性の割合が高く、男性との差が大きかったものは「家事・育児・介護の負担が大きすぎると感じた」、次いで「健康を守る責任が大きすぎると感じた」であった（図-47 第一回緊急事態宣言中の不安やストレス）。

男女別に見た1日当たりの生活時間（週全体平均）の国際比較を見ると³³、我が国は諸外国と比較して、男女ともに睡眠時間が短い、女性の方が男性よりも更に短いことが分かる（図-48 男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たり、国際比較））。無償労働時間はどの国も女性の方が長い、男女比（女性／男性）が最も大きいのは、日本の5.5倍、続いて韓国の4.4倍である。一方、6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（週全体平均）³⁴について、我が国の夫婦合計の家事・育児関連時間（8時間57分）は、諸外国と比較して特段長いわけではないが、育児時間は4時間34分となり、他の先進国と比較して際立って長くなっており、女性の育児時間（3時間45分）が諸外国の女性と比較して際立って長いことに由来している（図-49 6歳未満

³¹ 第30回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3（2021）年4月14日）資料3-2
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00216.html]

³² 第11回研究会 武藤構成員資料

³³ OECD, Gender data portal 2020

³⁴ 総務省「社会生活基本調査」（平成28年）、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey”（2018）及びEurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”（2004）

の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（週全体平均）（1日当たり，国際比較）。

平時でも、諸外国に比べて女性の家事・育児の時間が長く、睡眠時間が短い状況の中、コロナ下で更に女性の無償ケアの時間が増加しているとすると、健康面の問題にもつながりかねない（図-48 男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たり，国際比較））（再掲）。

（妊産婦ケア）

妊産婦にも十分な配慮が必要である。感染不安から休業やテレワークを申し出ても事業主の理解が得られない、里帰り出産ができない、立ち合い出産の制限、出産前の両親を支援する両親学級がなくなる、産後に他の母親と交流する機会が制限される等、感染拡大前から環境が大きく変わった。感染対策上の様々な制限から孤独や孤立を感じ、うつ症状や虐待に至る、といった例も報告された。

また、コロナ下での若年者の妊娠については、予期せぬ妊娠、Ⅱ 1（3）で述べた妊娠の不安や養育の不安等にも留意が必要である。

国は、令和2（2020）年4月7日の基本的対処方針に、妊産婦に対する配慮を盛り込んだ。同年5月7日には、男女雇用機会均等法に基づく指針において、母性健康管理措置³⁵として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定するとともに、当該措置による助成金を創設した。

コロナ下で妊娠届出数が前年より減少しており、少子化が進む我が国において一つの懸念である。希望する場所で安心して妊娠・出産ができるよう、妊産婦に寄り添った支援を進めていく必要がある。妊娠に関する不安や葛藤は、困難を抱える女性に限られるものではなく、妊娠に関する相談や産科受診費用などの経済的支援も含めた支援について、検討を進めていく必要がある。

4 家事・育児・介護（無償ケア）～Unpaid Care and Domestic Work～

（1）休校等による影響

令和2（2020）年2月27日に、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に対して一斉臨時休校の要請が行われた。先に述べた労働力調査の個票分析からは以下のことが明らかになった。

（労働力調査の個票分析）

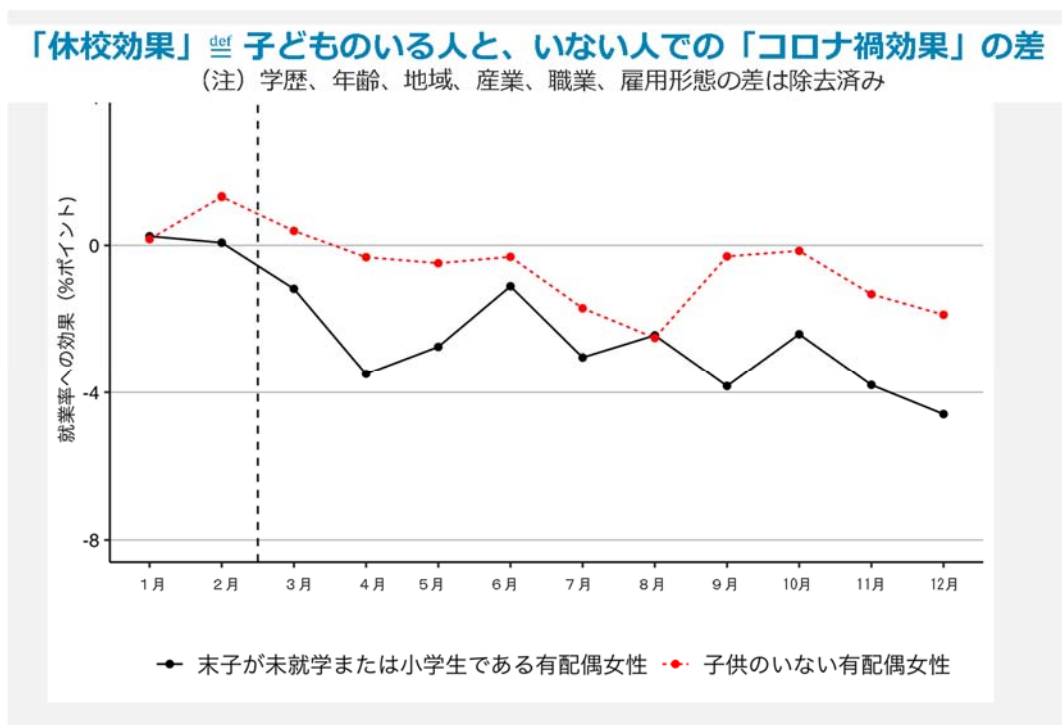
・子供のいる有配偶女性への影響

末子が小学生等である有配偶女性と子供のいない有配偶女性について、就業率、休業率、非労働力化した割合を比較すると、令和2（2020）年3月以降、いずれも末子が小学生等である有配偶女性の方の就業率が低下、休業率が上昇、非労働力化した割合が上昇するなど、大きなマイナスの影響が出ており、就業率に対して一定の「休校効果」があったことが分かる。さらに、就業率は9月

³⁵ 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保険指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられている。

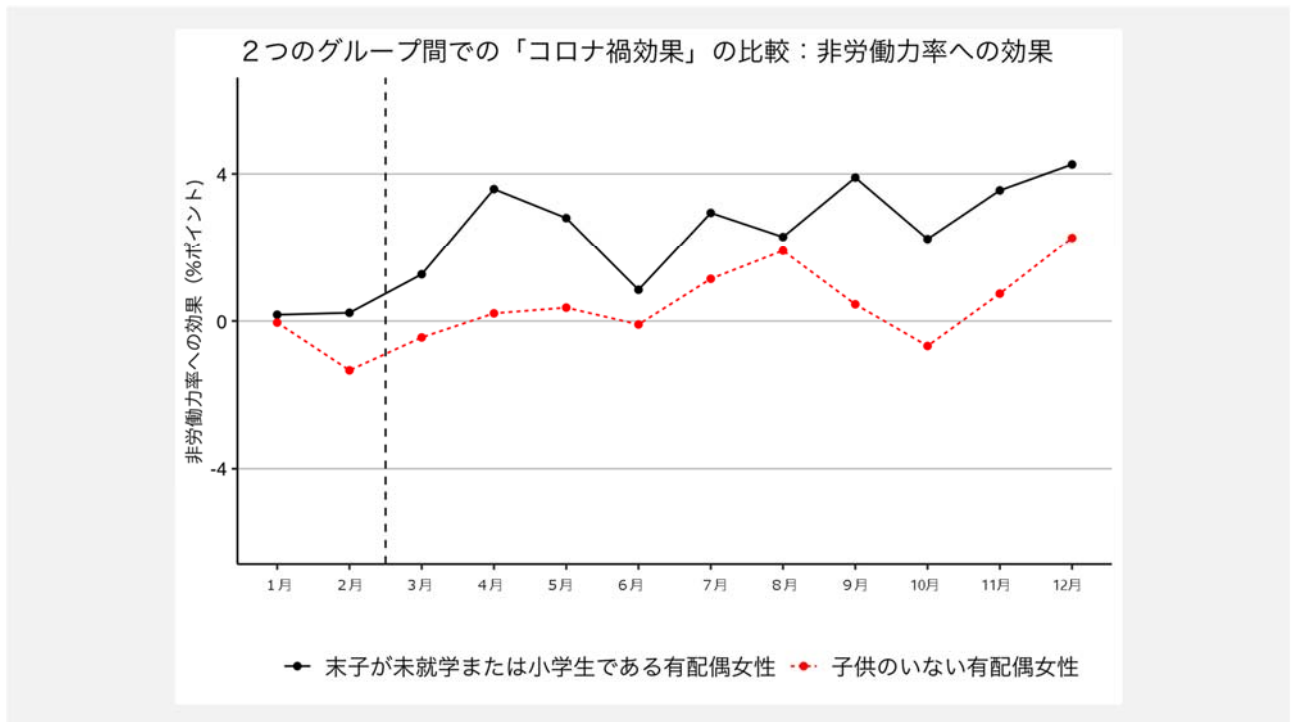
段階でも回復していないことから、全国一斉休校があった小学生等を持つ母親の就業に大きな影響があったと考えられる。(図-50 「休校効果」こどものいる人と、いない人での「コロナ禍効果」の差) (図-51 2つのグループ間での「コロナ禍効果」の比較：非労働力率への効果)

図-50 「休校効果」こどものいる人と、いない人での「コロナ禍効果」の差



((第11回コロナ研究会資料) 山口構成員資料「コロナ下の子育て女性の就業状況(改訂版)」)

図-51 2つのグループ間での「コロナ禍効果」の比較：非労働力率への効果



(第11回コロナ研究会資料) 山口構成員資料「コロナ下の子育て女性の就業状況(改訂版)」

(小学校と保育園)

就業率について、末子の年代による相違を見ると、末子が未就学児である人に比べて、小学生である人の方がより大きく減少している(図-52 末子の年齢別でのコロナ禍の効果)。

保育園については、原則として開所した上で、限定的な場合にのみ臨時休園を行うこととし、臨時休園期間中においても、必要な者に対する代替保育の提供について国が自治体に要請を行っていた。

未就学児については、保育園や幼稚園などの通園先によって母親の就業率に差があることが考えられるが、全体として、未就学児の子供がいる有配偶女性の仕事への影響は、小学生の子供がいる有配偶女性に比べると小さいことが明らかとなった。

(高齢者福祉施設)

高齢者福祉施設も利用者や家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。コロナ下で、感染経路の遮断という観点から、面会禁止措置が一定期間継続されたところがあった。そのために、やむを得ず利用者を自宅に引き取って家族で面倒を見るという事例もあった。結果として、介護の負担が女性に偏ることについて、留意する必要がある。

(課題)

令和2(2020)年12月に、国は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マ

ニュアル」を改訂し、地域一斉の臨時休校は、社会経済活動全体を停止するような場合にとるべき措置であり、学校のみを休業とすることは、学びの保障や心身の影響の観点から避けるべきであるとした。本研究会の構成員の調査により、休校は子供の学びへの影響のみならず、母親の就業にも大きな影響を及ぼしたことが明らかになったことを踏まえ、今後、休校、休園の判断を行う場合には、こうした影響を、十分に考慮に入れることが求められる。

あわせて、変異型ウイルスによる感染の拡大も踏まえ、休校、休園を最小化するため感染予防のための対応を徹底するほか、例えば、自治体から学校や保育園等の現場に対して、専門家が感染対策のポイントを的確に伝えるなど、現場の感染予防のための措置、負担が過重にならないようにしていく必要がある。

(2) 男性の家事・育児・介護への参画

内閣府調査①によると、令和2（2020）年12月と前年同月を比べると、男女ともに育児時間の増加が見られる。小学校3年生以下の子供がいる家庭における、緊急事態宣言中の時間の使い方の変化を見ると、女性の「家事時間」「育児時間」が増えたと回答した人が3割を超えており、男性についても、もともと家事、育児時間が少ない中で、「家事時間」「育児時間」が増えたと回答した人が25%前後となっている（図-53 第一回緊急事態宣言中（2020年4～5月））。夫婦間の家事分担割合、育児分担割合については、1年前とほぼ変わらないという調査結果がある（図-54 配偶者との家事・育児分担割合※（令和元年度調査結果と比較））。

内閣府調査②では、感染拡大を契機に、約26%で夫婦の家事・育児の役割分担が変化し、令和2（2020）年12月に約1割が概ね元に戻っているとの調査結果もある。同調査では、「夫」又は「夫と妻」の家事育児の役割が増加した世帯の約42%が、「夫婦の関係が良くなった」としている（図-55 夫婦関係の変化）。

連合からのヒアリング³⁶では、連合のアンケート調査³⁷において、臨時休園時に誰が子供の世話をしていたかについて、女性の場合は「自分」、男性の場合は「配偶者・パートナー」との回答が最多であり、女性の「配偶者・パートナー」との回答はわずかであり、女性への育児負担が更に増加したのではないかと、との報告があった（図-56 男性の育児等家庭的責任に関する意識調査2021）。

また、内閣府調査①によると、緊急事態宣言中の不安やストレスについて、小学校3年生以下の子供がいる有配偶の男女を比較したところ、「家事・育児・介護の負担が大きすぎると感じた」について女性が18ポイント高く、「健康を守る責任が大きすぎると感じた」も女性が9ポイント高い（図-47 第一回緊急事態宣言中の不安やストレス）（再掲）。

さらに、今後の家事・育児に関して、「配偶者にもっと子供の世話・家事をしてほしい」は女性が10ポイント以上高く、「子供の世話の時間を増やしたい」は男性が10ポイント高いという結果

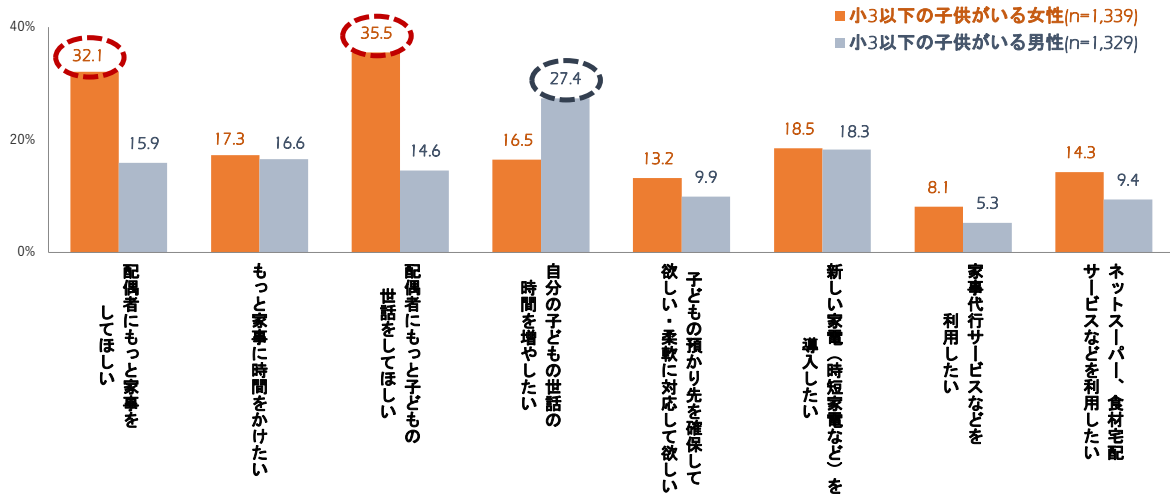
³⁶ 第5回研究会 連合総合政策推進局長井上久美枝氏

³⁷ 日本労働組合総連合会「男性の育児等家庭的責任に関する意識調査2020」

であった（図-57 生活全般の状況とコロナによる影響（今後の家事・育児ニーズ））。

図-57 生活全般の状況とコロナによる影響（今後の家事・育児ニーズ）

第一回緊急事態宣言を経て、今後、家事・育児に望むこと



（内閣府調査①「令和2年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」」）

内閣府調査③³⁸では、子育て世帯について、「感染症拡大前」と「感染症影響下」（令和2（2020）年5月末～6月初め）で、家族と過ごした時間の変化と、子育てのしやすさや生活全体の満足度の関係を比較してみると、男女で異なる結果が見られた。男性の場合は、家族と過ごす時間が増加した人の方が、そうでない人に比べて生活等に対する満足度が高い一方、女性の場合は家族と過ごす時間が増加した人の方が満足度が低いという結果となった（図-58 家族と過ごす時間の変化と子育てのしやすさ満足度・満足度（生活全体）の変化）。

OECD 主要国を見ると、テレワーク導入率が高い国ほど、男性の育児・家事参加が積極的な傾向がある（図-59 OECD 主要国のテレワーク導入率と男性の家事・育児参加の関係）。また、日本でもテレワークを継続している男性は、家事・育児時間が増加しているとの調査結果がある（図-60 男性の家事・育児時間の変化の推移（平均値））。

無償ケアを女性が多く担っていることは、家庭内に男女間の不平等があることを反映しているものと考えられる。柔軟な働き方の推進の必要性については、既に述べたところであるが、家庭内の固定的な性別役割分担意識が変化しないまま、柔軟な働き方が進んでいくのであれば、女性の労働参画や活躍にはつながらない。国連も、父親がケアの役割を主に担う又は共有することで、ポストコロナにおいて、無償ケアへの参画が変わっていく可能性を指摘し、こうした変化を積み重ね、強固なものとしていく必要性を指摘している。

³⁸ 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和2（2020）年6月21日公表）

以上のような各種調査からは、男性の家事・育児の参画拡大に向けた前向きな兆しも見られるところであり、今回の経験を、男性も女性も職場で活躍し、共に無償ケアに参画していくチャンスに変えていく必要がある。

さらには、家事・育児・介護について、男性と女性の間でより良い形での分担を考え、また、公共・民間サービスを活用し、それぞれの家庭の状況に応じて選択できるような環境の整備を進めていくことが必要である。

Ⅲ ポストコロナに向けて

本研究会は、実証データをもとに多様な専門領域からなる専門家たちによる議論を積み重ね、具体的な対応策について提言することを目的とした。例えば、山口構成員を中心に実施された労働力調査データ分析結果から、子供のいる有配偶女性とシングルマザーの間で、コロナ下の休校・休園による影響が異なることが提示された。厳密な因果関係を明らかにするところまでには至らずとも、シングルマザーの失業率（働く意思があり、積極的に職を探している）が高まったのに対して、有配偶女性は非労働力化が進んだという事実は、政策的に極めて重要な意味をもっている。コロナ下において、子育て中の就労継続に関する選好が変化した可能性があるが、有配偶女性の方が仕事を辞めるという選択も可能であるのに対して、シングルマザーにとってコロナ下であっても子どもたちを養うべく仕事を辞める余裕がない、といった状況が想像される。また、同じ働く女性といえども、どのような職場で仕事をしているのかはコロナ感染リスクを左右する。特に、低賃金で非正規雇用労働者の割合が高い産業、医療・福祉、接客型対面サービス業に従事する女性の数は多く、職業による差も見逃すことができない。職場での対応や環境整備は、職種や業種によって異なるが、全体としてより女性にも配慮したコロナ対応が求められる。さらに、地域によってはまだまだ伝統的な価値観が色濃く残っているところもある。今回の研究会で明らかになった点は、日本は決して一様ではなく、地域・地方の視点が極めて重要であるということである。特に実際の生活圏における支援体制の違いは、女性や女の子たちへの悪影響の程度を直接的に左右する。コロナで顕在化した構造的な問題が日本社会の分断につながらないよう、対応が必要である。

他方、コロナを契機とした新たな展開も見られる。今後10年以上はかかるとされたデジタル革新が、コロナ下で一定程度進んだ。オンラインによるコミュニケーションが飛躍的に伸びて、働き方改革という点ではテレワークの導入が進められている。さらに、家族と一緒に過ごす時間が増えたことで、家庭内の家事・育児への参画について改めて考える機会になった。女性の問題は男性の問題でもある。コロナは男性側意識を大きく変えるよいきっかけである。コロナを絶好のチャンスにできるかどうかは、政府、企業、地域といったさまざまなステークホルダーが一丸となって積極的なアクションの行使ができるかどうか、そして一人一人が今直面する課題にどう向き合っていくかにかかっている。

最後に、すでに述べたように本研究会ではエビデンスに基づく議論を展開することにより、具体的な提言を行った。あらゆる統計分野での男女別集計の公表に加えて、行政統計を含む統計の分析

により、専門家を交えたエビデンスに基づく政策議論の重要性はますます高まっている。コロナ下においてこの1年、少なからず社会は変化しており、その変化の影響をリアルタイムで分析、評価することなしに次なる一手を講じることはできない。先の見えにくいコロナ下であるからこそ、どの国も経験したことのない未来をより良きものにするには、厳密なデータ分析、評価に基づく政策議論が不可欠である。

(1) ジェンダー統計・分析の重要性

今般、本研究会で、構成員による労働力調査の個票分析などにより、コロナ下で有配偶の女性の非労働力化が進んだことや、シングルマザーの就業状況等がエビデンスとして明らかにされ、議論が進められたことの意義は大きい。男女別の統計に基づいた分析やジェンダー視点に重きを置いた議論が行われたことにより、様々な政策の提言、実現につながる事となった。ジェンダーに関する視点を盛り込んだ施策の立案、実施につなげていくため、男女別データを収集し、都道府県別にも把握できるようにしていくとともに、行政の業務統計を含む統計情報の積極的活用や個票データの分析を促し、迅速な実態把握と分析を進めていくことが重要である。

これまでコロナ下で様々な調査が実施されているが、我が国の統計は質が高く、既存の統計の活用、分析をしっかりと行うことで明らかになることは多い。現状においてこうした分析が十分に行われているとは言い難い。今回の本研究会の取組を好事例として、様々な分野で大学との協働も含め、分析力を強化し、政策立案に活かしていく必要がある。その際、予算、人員を十分に確保する必要がある。

また、ひとり親など特に注視が必要な人に関しては、既存統計におけるオーバーサンプリングにより、重点的に収集するなど、様々な手法でデータを収集する必要がある。

さらに、コロナの感染状況や医療への影響についても、ジェンダーに着眼した分析を進めていくことが必要である。感染者の情報については、自治体によって公表方法が様々であり、個人が特定される事例も発生していたことが課題となっている。他方、積極的疫学調査を含めて各自治体が保有するデータを、匿名化して二次利用する基盤がないことも、政策立案のための分析を進める上で大きな課題となっている。

(2) ジェンダー平等・男女共同参画への取組

(女性への影響と背景)

これまでの議論から、コロナ下で女性の就労面、生活面に大きな影響が及んでおり、特に

- ・DVについて、身体的暴力に限らず、精神的暴力や経済的暴力が顕在化していること、
- ・女性の自殺者数が増加し、特に主婦や年金等生活者等の無職者、同居人のいる女性の自殺者数が増加していること、

- ・女性が多くを占めている非正規労働者の雇用が失われ、宿泊・飲食業等で働く女性が多いことから、影響が長引く可能性があること、
- ・ひとり親、単身女性、非正規雇用労働者等の女性への影響が厳しい形で表れていること、
- ・テレワークが一定程度普及した反面で、無償ケアの責任が女性に大きくかかり、女性の生活、就業面に大きな影響を与えていること、

などが明らかになった。有配偶の学齢期の子供を持った女性の非労働力化が進んだことを実証的に確認したこと、また、それが経済的な影響を与えると同時に、こころの健康（メンタルヘルス）やDVの問題に大きな影響を与えたことがわかったことは、この研究会の大きな成果である。

この背景には、コロナによる経済や生活への直接的な影響だけでなく、もともと平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことが、コロナの影響によりあぶり出されたものと考えられる。

個人の働き方や家族形態が急速に変化している状況下において、高度経済成長期のもとで設計された制度や慣行の中にあって、厳しい状況に置かれている若い女性、ひとり親、単身の非正規雇用労働者の女性をはじめとした女性たちが、コロナの影響下で必死で生活を守ろうとしている状況が浮かび上がっている。そして、そうした女性たちに十分な経済的基盤がないことが、事態の深刻化につながっている。

当研究会としては、「Ⅱ コロナ下の緊急対応」で述べた緊急的な対応に加え、経済的自立をはじめとする女性のエンパワーメント³⁹を拡大し、ジェンダー平等・男女共同参画の取組を加速させていくことを、政府、政党、地方自治体、民間企業、NPO等に強く求めたい。また、今般、数か月の休校のショックが女性の就業に対して長期的な影響を及ぼしていることが明らかになった。政府のこうした一つの措置が、大きなインパクトをもたらすことがあるということの証左である。今後、女性活躍の政策を立案するに当たっては、こうした経験を踏まえて考えていく必要がある。

（3）女性の参画

そのためには、男女共同参画の視点に立った意思決定がなされることが重要であり、平時から意思決定の場における女性の参画を進めていくことが必要である。

政府は、平成15（2003）年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、以降、官民においてその実現に向けた取組が進められてきた。しかしながら、この目標は必ずしも社会全体で十分に共有されず、各種制度・慣行等も、男女共同参画の視点を十分に踏まえたものとなっているとは言い難かった。このため、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況にある。

こうした状況を踏まえ、政府は、令和2（2020）年12月25日に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」において、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%

³⁹ 女性が自分の生活・人生において自己決定できる力をつけること。

程度となるよう目指して取組を進める」こと、及び「さらに、その水準を通過点として、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保され、女性の参画拡大が継続的に進展するよう取組を進め、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指す」ことを示している。同計画に盛り込まれた各施策を強力に実行するとともに、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大を加速させるための具体的な取組を明示し、監視（モニタリング）を行っていくべきである。

（政治分野への参画）

これまで議員として政治に参画するためには、毎晩のように会合に参加し、地域の行事に出席せずして、地域コミュニティの中で密なつながりを築くことができない、という「慣習」が存在し、その慣習に従わないと議員になれないことが、そもそも女性が地方議員として活躍するためのハードルになっていた。それが今、コロナにより会合・行事自体が開催されずこの動きが半強制的に止まったことは、女性議員たちにとっては幸いな結果をもたらした。また、早期からコロナ下での独自の支援策を打ち出したところには、女性議員たちの活躍があった。さらに、昨今、「生理の貧困」の問題が顕在化しているが、これも女性議員たちからの問題提起によるものである。これらは、多様な視点が政策論議に入ることで、これまで見過ごされてきた問題にメスをいれることができた良い例である。こうした流れを、昭和の時代の男性中心の旧態依然とした慣行を見直して、ジェンダーに配慮した施策の実現を加速するとともに、女性による政治参画に拍車をかけるチャンスとしていく必要がある。

内閣府が令和2（2020）年度に実施した「女性の政治参画への障壁等に関する調査」によると、立候補を決める前の段階から選挙期間中、議員になってからの各段階において、特に、家庭生活との両立、自分の力量に自信が持てないこと、ハラスメント等が女性にとって障壁となっていることが明らかとなった。こうした課題を踏まえ、政党や国会、地方議会において、女性の政治参画のための議論を進め、具体的な取組を検討し、提示していく必要がある。

（4）制度・慣行の見直し

現行の税制や社会保障制度は、戦後高度経済成長を実現した背景にあった、既婚女性が専業主婦となって正社員の夫からの収入で家庭を守る姿がベースとなっており、男女によって特定の役割に特化する家族の形は、男性労働者が日本の経済を支えることを可能にし、奇跡的な経済成長の立役者でもあった。しかしながら、そのような前提は、個々人の生き方の変化や家族の在り方の多様化、さらには国を取り巻くマクロ経済状況の変化ともあいまって、実質的には機能しなくなっている。にもかかわらず、相変わらず、正社員の夫と専業主婦の妻という形をベースとする諸制度や規範が残っており、そのもとでの合理的な選択として、家事・育児・介護を担い、短時間の就労を選択してきた女性たちがいる。そして前述（Ⅱ2（5））の通り、こうした選択が結果として女性の低賃金にもつながるといった構造的な問題となっている。一方で、就労する女性たちも増加し、一人

で子どもを育て家計を切り盛りする女性が増え、一人で生活する高齢女性が増えている。そもそも、女性が経済的に自立する前提が乏しく、経済基盤が極めて脆弱な状況では、今回のようなグローバルなコロナの影響を大きく受ける被害者となることは容易に想像できる。この状況は女性たちだけの問題というよりも、男性たちも含めた社会全体の問題として緊急に取り組むべき問題である。

こうしたコロナ下で顕在化した問題を踏まえ、税制や社会保障制度をはじめとする多くの社会的な諸制度が、ジェンダーによって偏重した価値観、規範のもとに形成されてきた現実を直視し、ジェンダーの違いを超えて個々人ができるだけ自由に選択できる社会環境の整備を進めることが重要である。このような改革の動きが、これまで十分反映されてこなかった女性をはじめとする様々な声を広く社会に反映させ、多様な意思決定過程への参画の重要な意味を再確認し、結果として、幅広い女性活躍に代表されるダイバーシティの拡大につながっていく。

例えば配偶者控除などの既存の社会制度が、「男性は外で働き、女性は家庭で家事育児に専念すべき」との価値観形成に影響しているとの指摘がある。日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）からのヒアリング⁴⁰では、経団連のアンケート調査⁴¹においてこうした指摘が多く寄せられたこと、女性活躍を推進する上で見直しや導入が必要だと思える社会制度について、家事支援制度の導入や配偶者控除制度の見直し等を求める声が寄せられていること、こうした制度の導入や必要性について検討すべきであるとの報告があった（図-61 社会制度に変革が求められる）。配偶者控除制度については、その撤廃なくして、日本のジェンダー平等は実現し得ないという議論があった。いわゆる配偶者手当についても、もともと低い女性賃金を背景に就業調整の要因となっているとの指摘がある。男女によって異なる働き方の前提となる想定に大きな格差があり、結果として男女間で自由な職業選択ができない状況が生まれている。男女を超えて、同じ就労者として、経済活動の主体として、今後のさまざまな意思決定、選択を自由に行使することを阻害する既存の仕組みや慣行を早急に見直すべき時にきている。政府としては、まずは公務員の配偶者の扶養手当について更なる見直しを進める必要がある。

人々がコロナを契機に「新しい日常」への適応が迫られていることは、戦後日本の社会の根底を支えてきた家族像やライフスタイルを前提とした固定的な性別役割分担モデルとそれに立脚した様々な制度の見直し、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を早急に見直す良い機会でもある。

固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見が、女性たち、女の子たちの活躍の可能性を決して剥奪することのないよう、政府は学校や企業、自治体、NPO など様々な機関と連携し、広く国民に向けた啓発活動を積極的に進める必要がある。

さらには、我が国において人口の減少が進む中で、女性の活躍の場が広がっていくことが企業経

⁴⁰ 第5回研究会 経団連ソーシャルコミュニケーション本部上席主幹大山みこ氏

⁴¹ 一般社団法人日本経済団体連合会 「ポストコロナ時代を見据えたダイバーシティ&インクルージョン推進」に関するアンケート結果」

営にも、経済全体にも、大きなプラスの影響を及ぼし、国として不可欠の課題となっていることも改めて強調しておきたい。

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映した既存の制度や慣行の見直しを進め、ジェンダー平等と男女共同参画に向けた取組を推進し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて先導的役割を担うことを政府に対して強く求めたい。

令和 2 年 9 月 23 日
内閣府男女共同参画局長決定
令和 2 年 10 月 14 日
一 部 改 正

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからのDVや性暴力の増加・深刻化が懸念されている。また、今般の感染症の拡大は、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用に特に影響が強く表れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されている。

一方、これを契機に、オンライン活用が普及し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっており、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。

このように性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていくことが必要である。

このため、以下の事項を調査検討するため、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、「第5次男女共同参画基本計画」や「女性活躍加速のための重点方針 2021」の策定に向けた議論に反映させることとする。

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響
- ②女性の視点からの政策課題の把握

2 構成

- (1) 研究会は、別紙に掲げる者をもって構成する。なお、男女共同参画局長は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 座長は、構成員の中から、男女共同参画局長が指名する。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 庶務

研究会の庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会構成員名簿

(五十音順、敬称略、◎は座長)

大崎 麻子	特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事
大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授
◎ 白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
筒井 淳也	立命館大学産業社会学部教授
永濱 利廣	株式会社第一生命経済研究所首席エコノミスト
松田 明子	山形県子育て若者応援部長
武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
山口 慎太郎	東京大学大学院経済学研究科教授
山田 久	株式会社日本総合研究所副理事長

第 1 回 令和 2 年 9 月 30 日 (水) 16:00~18:00

- 今後の進め方について
- 意見交換

第 2 回 令和 2 年 10 月 21 日 (水) 14:00~16:00

- 構成員からのプレゼンテーション
 - ・永濱利廣構成員
 - ・武藤香織構成員
 - ・大崎麻子構成員
- 有識者からのヒアリング
 - ・「シングルマザー調査プロジェクト」/
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 小森雅子氏、立教大学 湯澤直美教授

第 3 回 令和 2 年 10 月 29 日 (木) 16:00~18:00

- 有識者からのヒアリング
 - ・独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT) /樋口美雄理事長、周燕飛主任研究員
- 構成員からのプレゼンテーション
 - ・大竹文雄構成員
 - ・山口慎太郎構成員

第 4 回 令和 2 年 11 月 16 日 (月) 16:00~18:30

- 構成員からのプレゼンテーション
 - ・山田久構成員
 - ・筒井淳也構成員
 - ・種部恭子構成員
 - ・松田明子構成員
 - ・白波瀬佐和子座長
- 緊急提言 (座長私案) について

◎緊急提言 令和 2 年 11 月 19 日 (木)

橋本聖子内閣府特命担当大臣 (男女共同参画) に手交/白波瀬佐和子座長、永濱利廣構成員

第5回 令和2年12月24日（木）14:00～16:00

- 緊急提言に係る政府の対応状況・関連施策について
- 有識者からのヒアリング
 - ・一般社団法人日本経済団体連合会/大山みこ上席主幹
 - ・日本労働組合総連合会/井上久美枝局長
- 構成員からのプレゼンテーション
 - ・筒井淳也構成員

第6回 令和3年1月25日（月）13:00～15:00

- 省庁からのヒアリング
 - ・総務省、厚生労働省、経済産業省（テレワークについて）
 - ・厚生労働省（自殺対策）
- 有識者からのヒアリング
 - ・株式会社野村総合研究所/武田佳奈上級コンサルタント

第7回 令和3年2月15日（月）13:00～15:00

- 有識者からのヒアリング
 - ・関西国際大学 中尾繁樹教授
 - ・一般社団法人若草プロジェクト/大谷恭子代表理事、村木厚子代表呼びかけ人
 - ・W20-2019/共同代表・上智大学 目黒依子名誉教授、上智大学 三浦まり教授

第8回 令和3年2月22日（月）16:00～18:00

- 有識者からのヒアリング
 - ・公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン/長島美紀チームリーダー
 - ・独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）/樋口美雄理事長、周燕飛主任研究員
- 研究会報告書取りまとめに向けた論点整理について

第9回 令和3年3月15日（月）16:00～18:00

- 構成員からのプレゼンテーション
 - ・筒井淳也構成員
 - ・山口慎太郎構成員
- 報告書について

第10回 令和3年4月6日（火）16:00～18:00

○構成員からのプレゼンテーション

- ・ 筒井淳也構成員
- ・ 大竹文雄構成員
- ・ 山田久構成員

○報告書骨子案について

第11回 令和3年4月22日（木）10:00～12:00

○構成員からのプレゼンテーション

- ・ 山口慎太郎構成員
- ・ 武藤香織構成員
- ・ 種部恭子構成員

○報告書（案）について

緊急提言

2020年11月19日

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

新型コロナウイルスの新規感染者数は、秋以降、全国的に増加しており、一日の感染者数は過去最多を記録している。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻であり、「女性不況」の様相が確認される。女性就業者数が多いサービス産業等が受けた打撃は極めて大きく、厳しい状況にある。事実、2020年4月には非正規雇用労働者の女性を中心に就業者数は対前月で約70万人の減少（男性の約2倍）となり、女性の非労働力人口は増加（男性の2倍以上）した。DVや性暴力の増加・深刻化、予期せぬ妊娠の増加が懸念され、10月の女性の自殺者数は速報値で851人と、前年同月と比べ増加率は8割にも上る。シングルマザーからは、収入が減少した、生活が苦しいとの切実な声が上がっている。医療・介護・保育の従事者などのいわゆるエッセンシャルワーカーには女性が多く、処遇面や働く環境面が厳しい状況にある。感染症による差別も報告されている。緊急事態宣言下の休校・休園は生活面、就労面において特に女性に大きな負の影響をもたらした。テレワークについては、その普及と充実に向けて対応すべき課題は少なくない。女性の家事、育児等の負担増に留意するとともに、エッセンシャルワーカーをはじめテレワークの導入が困難な職業に従事する方々の状況をしっかり受け止める必要がある。

国連では、2020年4月9日、グテーレス事務総長がコロナ対策において女性・女の子を中核に据えるよう、声明を発した。

こうした状況を踏まえ、本研究会として、以下の事項を緊急に提言する。

今後、政府にあっては、自治体や民間企業等の協力を得ながら取組を進めていくことを期待する。

- DV、性暴力、自殺等の相談体制と対策を早急に強化するとともに、感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすこと
- 休校・休園の判断において、女性・子供への影響に最大限配慮すること
- いわゆるエッセンシャルワーカーの処遇改善等を十分考慮すること
- 感染症に伴う差別的な扱いの解消に向けた取組を進めること
- ひとり親家庭への支援を強化すること
- テレワークについて、課題を踏まえた上で、普及、充実を進め、柔軟な働き方を進めていくこと
- デジタル、福祉分野など成長分野等へのシフトに向けた人材育成、就労支援を進めていくこと
- 行政の業務統計を含む統計情報の積極的活用を促し、迅速な実態把握とその分析を進めること

参考

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html>

【労働力調査】

内閣府男女共同参画局

- ・コロナ下の女性への影響について（第11回・資料1） 1頁～14頁

【労働力調査の個票分析・推計】

山口慎太郎構成員

- ・コロナ下の子育て女性の就業状況（第11回・資料2）

【内閣府調査①（内閣府男女共同参画局委託調査）】

筒井淳也構成員

- ・令和2年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」（第9回・資料2）、（第10回・資料2）

【行政統計等】

- ・コロナ下の女性への影響について（第11回・資料1） 15頁～28頁

【内閣府調査②（内閣府政策統括官（経済社会システム担当））】

- ・コロナ下の女性への影響について（第11回・資料1） 29頁～44頁
- ※「第2回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活の意識・行動の変化に関する調査」令和2（2020年12月24日）

【内閣府調査③（内閣府政策統括官（経済社会システム担当））】

- ・コロナ下の女性への影響について（第11回・資料1） 45頁～53頁
- ※「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活の意識・行動の変化に関する調査」令和2（2020）年度6月21日

【研究会構成員説明資料】 (敬称略)

大崎麻子

- ・国際協調における政策枠組み～「女性政策」と「ジェンダー主流化」～ (第2回)
- ・10代20代女性における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響についてのアンケート調査報告書(特定非営利活動法人BONDプロジェクト)(第2回)

大竹文雄

- ・コロナ下の女性と柔軟な働き方(第3回)
- ・男女間賃金格差の理由と対策(第10回)

白波瀬佐和子

- ・「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」その背景と意義(第4回)

種部恭子

- ・女性に対する暴力・妊娠・貧困の連鎖にコロナが与えた影響(第4回)
- ・分担研究「COVID-19の流行下での「困難な問題を抱える居場所のない若年女性」の予期せぬ妊娠等に関する実態調査と支援方策の検討」の研究成果より(第11回)

筒井淳也

- ・コロナ下における女性の生活：家庭環境の影響の大きさ(第4回)
- ・令和2年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」(第9回)(第10回)

永濱利廣

- ・女性雇用により厳しいコロナショック～日本の労働市場を変える非接触化経済～(第2回)

松田明子

- ・全国知事会 男女共同参画プロジェクトチーム 地域におけるコロナ下の女性への影響と課題、取組み等について(第4回)
- ・山形県におけるひとり親家庭支援策の取組み(第4回)

武藤香織

- ・COVID-19対策における患者・市民との協働(第2回)
- ・COVID-19の医学・公衆衛生の観点からみたジェンダー平等(第11回)

山口慎太郎

- ・休校・休園と女性の就業(第3回)
- ・コロナ下の子育て女性の就業状況(第9回)(第11回)

山田久

- ・雇用の面から見たコロナ禍の女性への影響と課題(第4回)
- ・わが国における男女賃金格差の背景とデフレ(サービス物価低迷)との関わりについて(第10回)

【コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の様子】

